

令和5年度

県税のしおり

香 川 県

はじめに

香川県では、「人生 100 年時代のフロンティア県」をスローガンに、安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民 100 万人計画」、活かに満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」、多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくる「にぎわい 100 計画」の 3 つを掲げ、各種施策に取り組んでおり、皆さんに納めていただく県税はこれらを着実に推進していくための重要な財源となっています。

この「県税のしおり」は、県税のしくみを分かりやすくまとめたものです。

多くの県民の皆さまにご覧いただき、県税をより身近なものとしてご理解を深めていただければ幸いです。

令和 5（2023）年 7 月

香 川 県

目 次

県の台所

一般会計の予算	2
県税収入の内訳	3
租税負担	4

税金のはなし

税金とは	5
税金の種類	7

県税のあらまし

県民税

個人の県民税	10
法人の県民税	17
利子等に係る県民税（県民税利子割）	20
特定配当等に係る県民税（県民税配当割）	21
特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（県民税株式等譲渡所得割）	21

事業税

個人の事業税	22
法人の事業税	25

地方消費税	31
不動産取得税	33
県たばこ税	37
ゴルフ場利用税	38
軽油引取税	39
自動車税（環境性能割）	42
自動車税（種別割）	49
軽自動車税（環境性能割）（市町税）	54
鉱区税	57
狩猟税	58
延滞金	59
加算金	60
その他の特例等について	61

納税の窓口・県税相談

税の申告と納税の期限	65
県税を納める場所	66
県税の便利な納税方法	67
e L T A X（エルタックス）	71
入札・融資・補助制度等の申請に係る納税証明書等	72
県税についてのお問い合わせ先	74
（参考）国税についてのお問い合わせ先	80
（参考）市町税についてのお問い合わせ先	81

凡 例

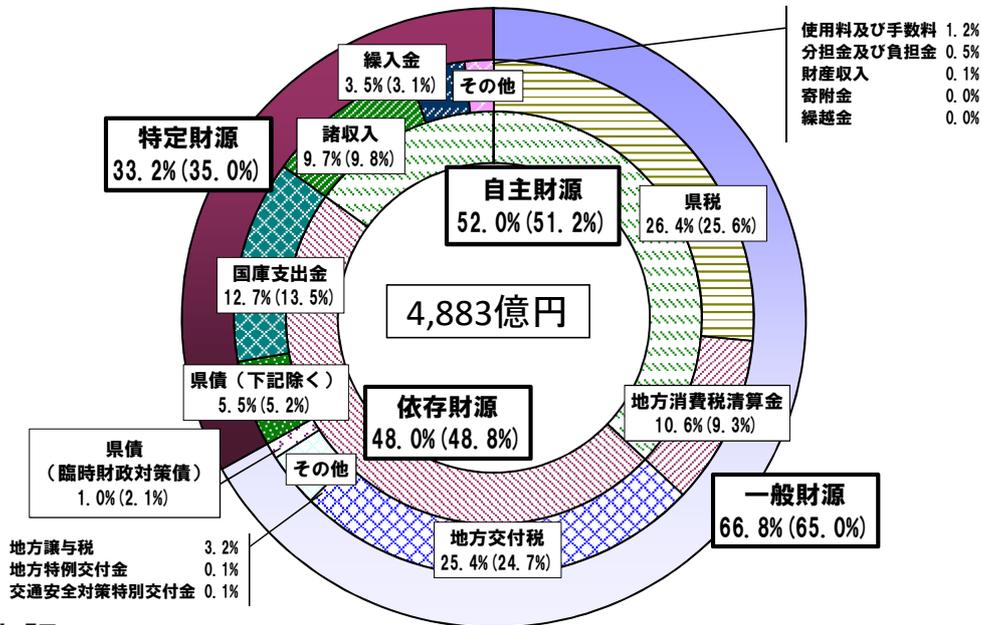
法	…	地方税法
法附則	…	地方税法附則
条 例	…	香川県税条例
条例附則	…	香川県税条例附則

一般会計の予算

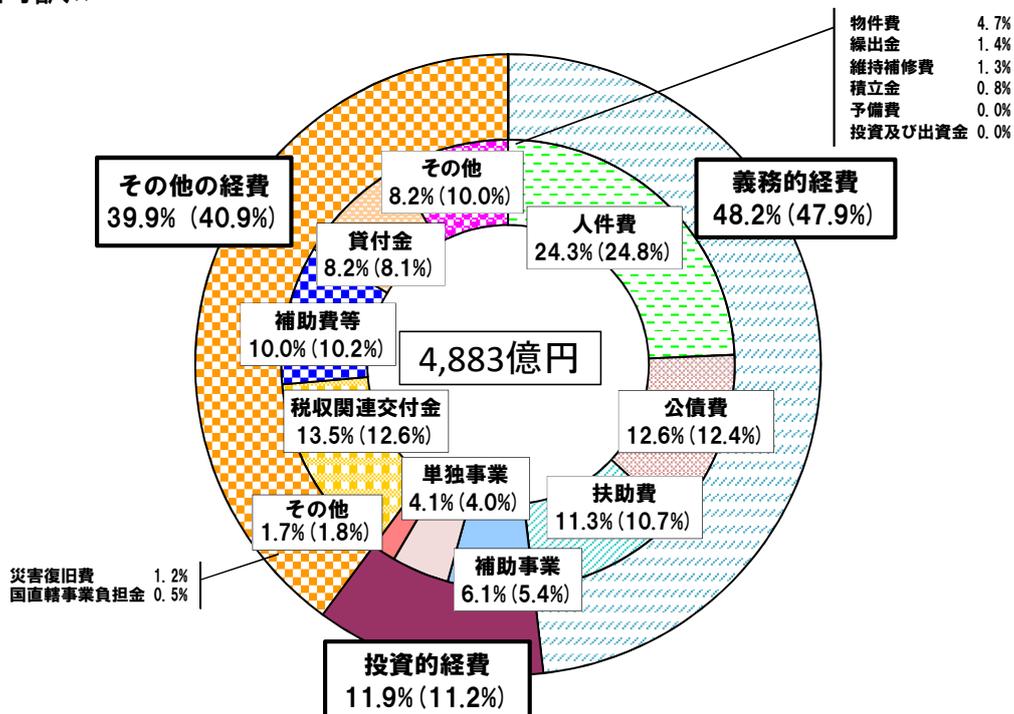
令和5年度の一般会計予算は、4,883億円で、前年度に比べ1.4%の減少となっています。歳入予算のうち26.4%に当たる、1,292億円が皆さんに納めていただく県税です。

≪歳入内訳≫

※()内は、4年度の数値



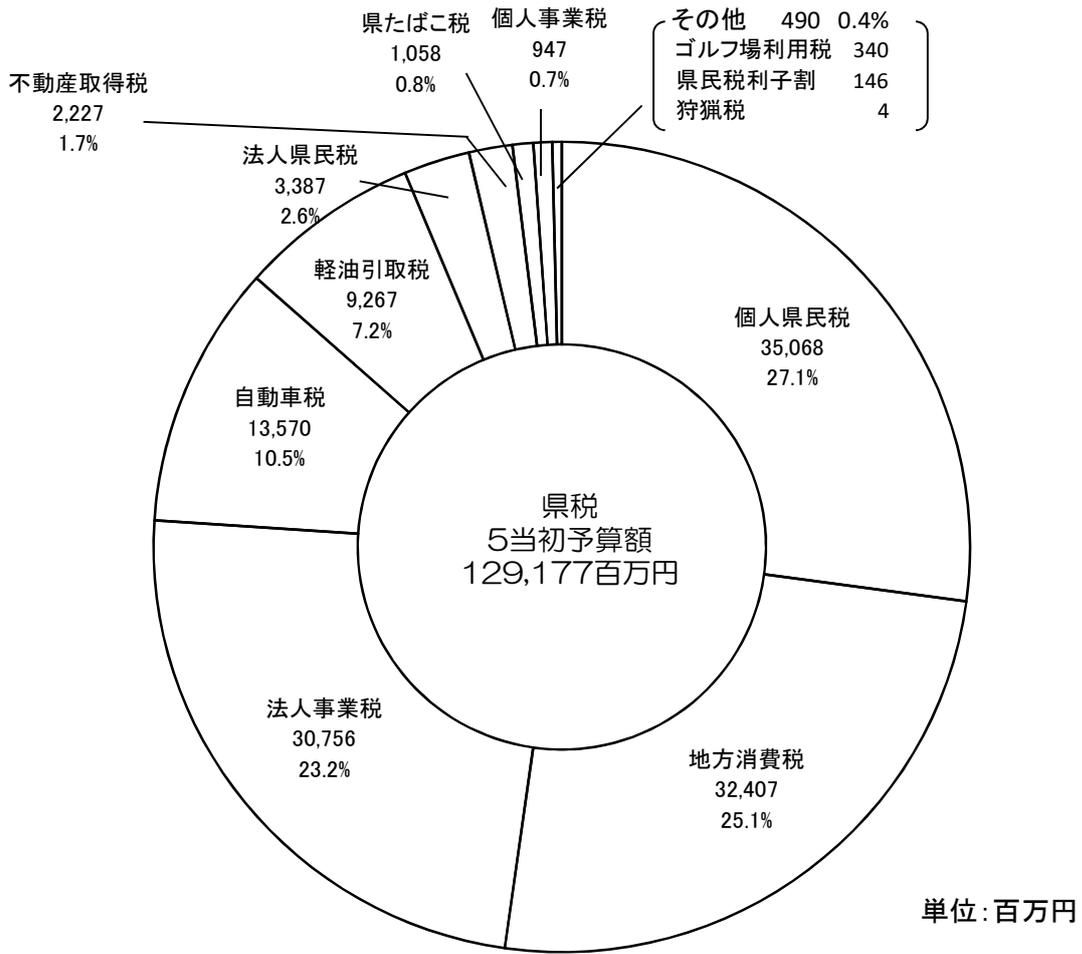
≪歳出内訳≫



豆知識

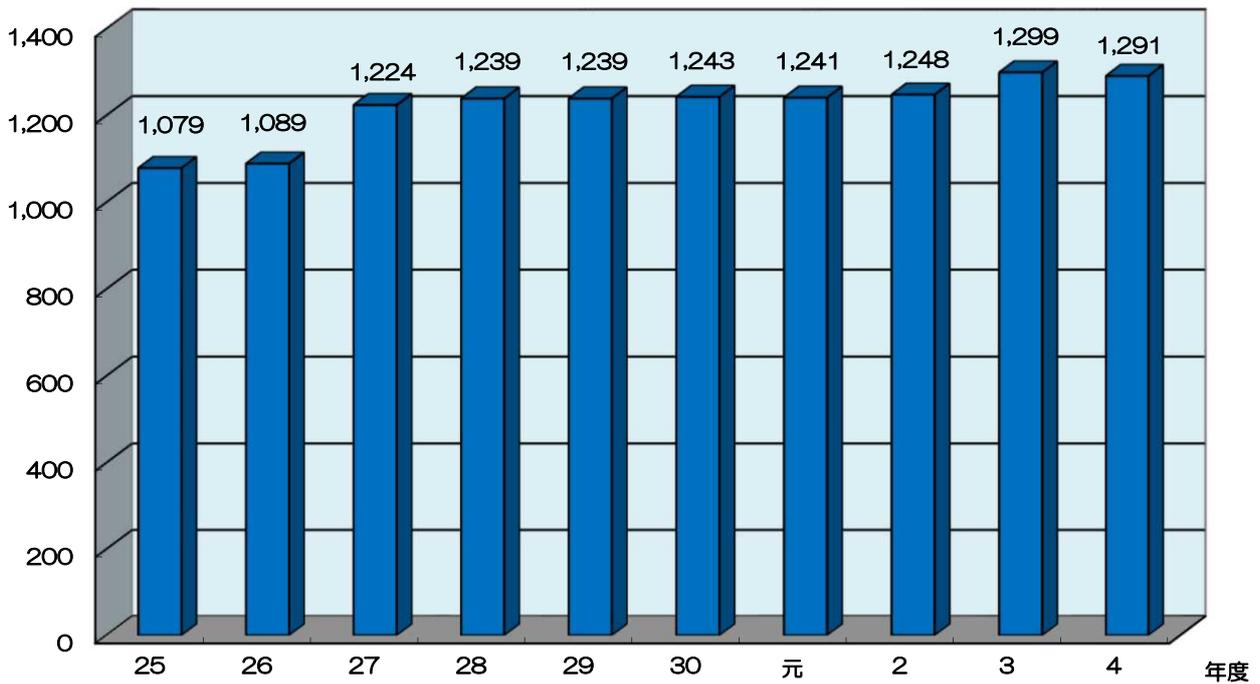
- 国庫支出金とは、国から地方公共団体に対し、その行政を行うために要する経費の財源に充てるために交付される補助金、負担金です。
- 地方交付税とは、地方公共団体が一定の行政水準を維持できるように、国税の所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税及び地方法人税の一定割合を国から交付されるものです。

県税収入の内訳



億円

県税収入決算額の推移



租 税 負 担

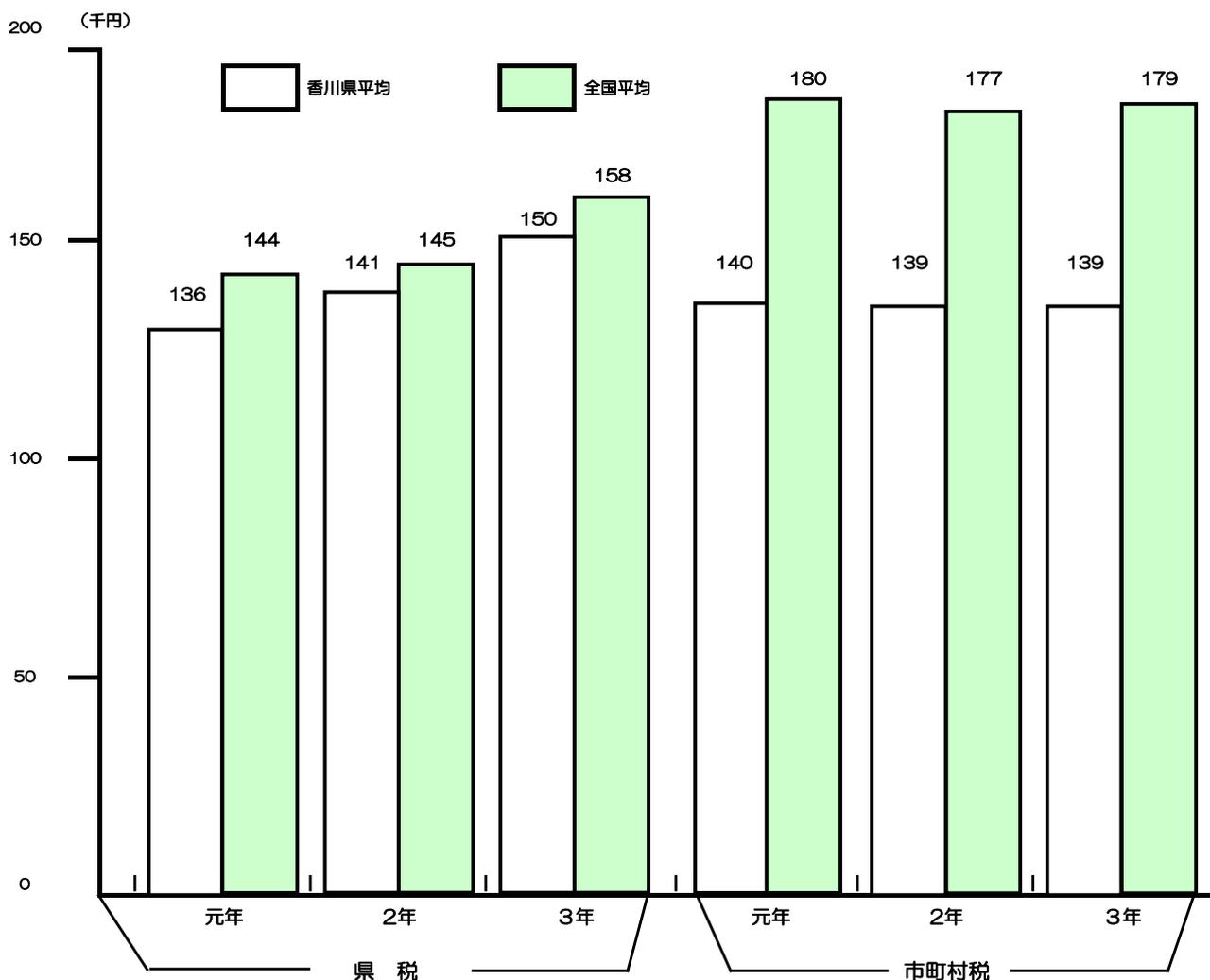
租 税 総 額 (令和3年度)

区 分	全国租税総額	香川県租税総額	人口1人当たりの租税負担額	
			全 国	香 川 県
県 税	19兆8,868億円	1,451億28百万円	157,922円	150,409円
市 町 村 税	22兆5,221億円	1,345億77百万円	178,849円	139,475円
計	42兆4,089億円	2,797億5百万円	336,771円	289,884円

資料：総務省「令和5年度地方税に関する参考計数資料」

※端数処理の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

人口1人当たり租税負担額の推移



税金とは

国や地方公共団体は、社会秩序の維持、私たちの安全、健康及び福祉の保持、道路、港湾、上下水道などの公共施設の設備、教育の振興等いろいろな仕事をしています。私たちは、これらの仕事に必要な経費を税金という形で負担しているのです。

税の原則

1. 税金は、法律で定めなければなりません。

税金は、多くの人々の生活や活動にかかわりを持ち、金銭を強制的に徴収するものですから、法律又は条例で定めなければなりません。

2. 財政政策上の原則

税金は、国や地方公共団体の経費を賄うに足りるものでなければなりませんし、経済の発展等に応じられる弾力性のある税制が必要です。

3. 国民経済上の原則

税財源をどこに求めるか、課税の対象の決め方、納税者の選択等に当たっては、国民経済の発展を阻害しないようにしなければならず、また、負担の公平が図られるものでなければなりません。

4. 公正の原則

税金は、国民のすべてが各人の負担能力に応じて公平に負担するものでなければなりません。

5. 税務行政上の原則

課税の対象、納税義務者、課税標準、税率、納期等が明確に定められ、納税者の便宜が図られなければならないほか、徴税に要する経費が少なくて済むものでなければなりません。

◇普通税と目的税

普通税とは……使いみちが特に定められておらず、国、県及び市町村の一般経費に充てられる税金で、大部分の税金がこれに当たります。

目的税とは……使いみちが定められている税金です。例えば、狩猟税は鳥獣の保護や狩猟に関する費用に使われます。

税金の納付の方法

1. 申告納付（税）

納税者が納付すべき税額などを自分で計算して申告書を提出し、税金を納付する方法です。最も民主的な方法といわれ、法人事業税、源泉徴収以外の所得税、相続税、法人税等で採用されている方法です。

2. 普通徴収

納税通知書を納税者に交付し、それにより税金を納付します。

普通徴収では納税通知書が正しく納税者に送付されたときに税金が確定するしくみになっています。自動車税種別割の一部（毎年の定期課税）、不動産取得税等の徴収方法です。

3. 特別徴収

徴収の便宜上、特別徴収義務者を定めて徴収する方法です。給与所得者等の県民税・市町村民税、県民税利子割、軽油引取税等がこれに当たります。

4. 印紙徴収・証紙徴収

国が発行する印紙や地方公共団体が発行する証紙により税を徴収する方法です。印紙や証紙は売りさばき人が定められていて、納税者は印紙や証紙を買うことによって税を納付します。自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の一部（新規登録等のとき。）等の徴収の方法です。

豆知識

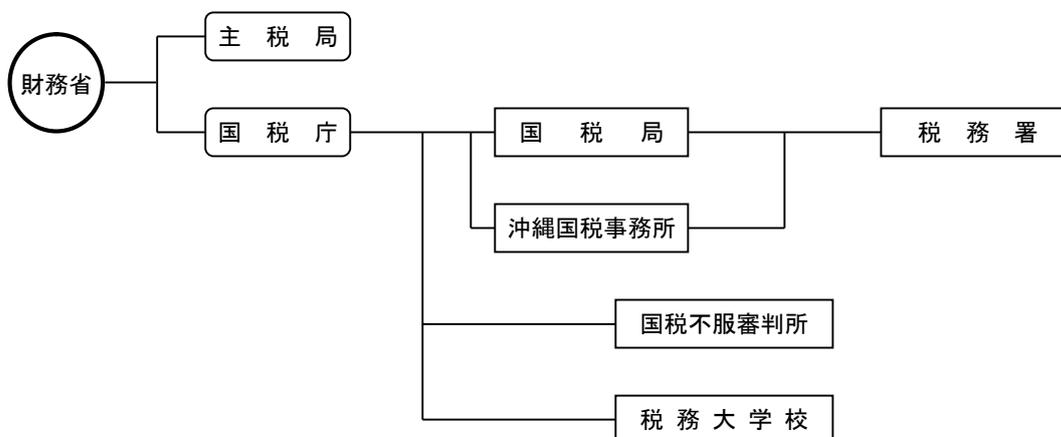
税務の機構 ①

国 税

財務省の中に主税局があり、ここで内国税に関する制度の調査、企画及び立案を行っています。

例えば、所得税の減税であるとか新しい税の企画というようなことはここで行われています。

なお、内国税の賦課徴収については財務省の外局である国税庁とその下部機関である国税局及び税務署が担当しています。



税金の種類

税金には、国に納める国税と地方公共団体に納める地方税があります。地方税はさらに県（都道府）税と市町村税に分かれます。

◇国 税

所得税

……個人の所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得に分けられます。）にかかります。

（注）平成 25 年分から令和 19 年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

法人税

……株式会社、協同組合などの法人の所得にかかります。

特別法人事業税

……株式会社、協同組合などの法人事業税（地方税）の所得割等にかかります。法人事業税と併せて県に申告・納付します。

相続税

……相続や遺贈によって財産を取得したときにかかります。

贈与税

……個人から財産をもらったときにかかります。

消費税

……商品の販売やサービスの提供にかかります。

酒税

……日本酒、ビール、ウイスキーなどの酒類にかかります。

自動車重量税

……自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けるときに自動車の重量等に応じてかかります。

印紙税

……契約書、領収書など特定の文書を作成したときにかかります。

登録免許税

……不動産、船舶、会社、人の資格などについての登記や登録、特許などの申請のときにかかります。

以上のほかに、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、石油ガス税、航空機燃料税、関税、とん税、特別とん税、電源開発促進税、地方法人税、たばこ税、たばこ特別税、国際観光旅客税などがあります。

◇ 県 税



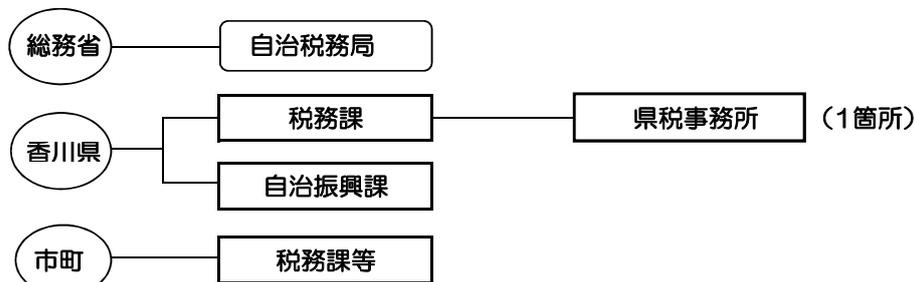
豆知識

税務の機構 ②

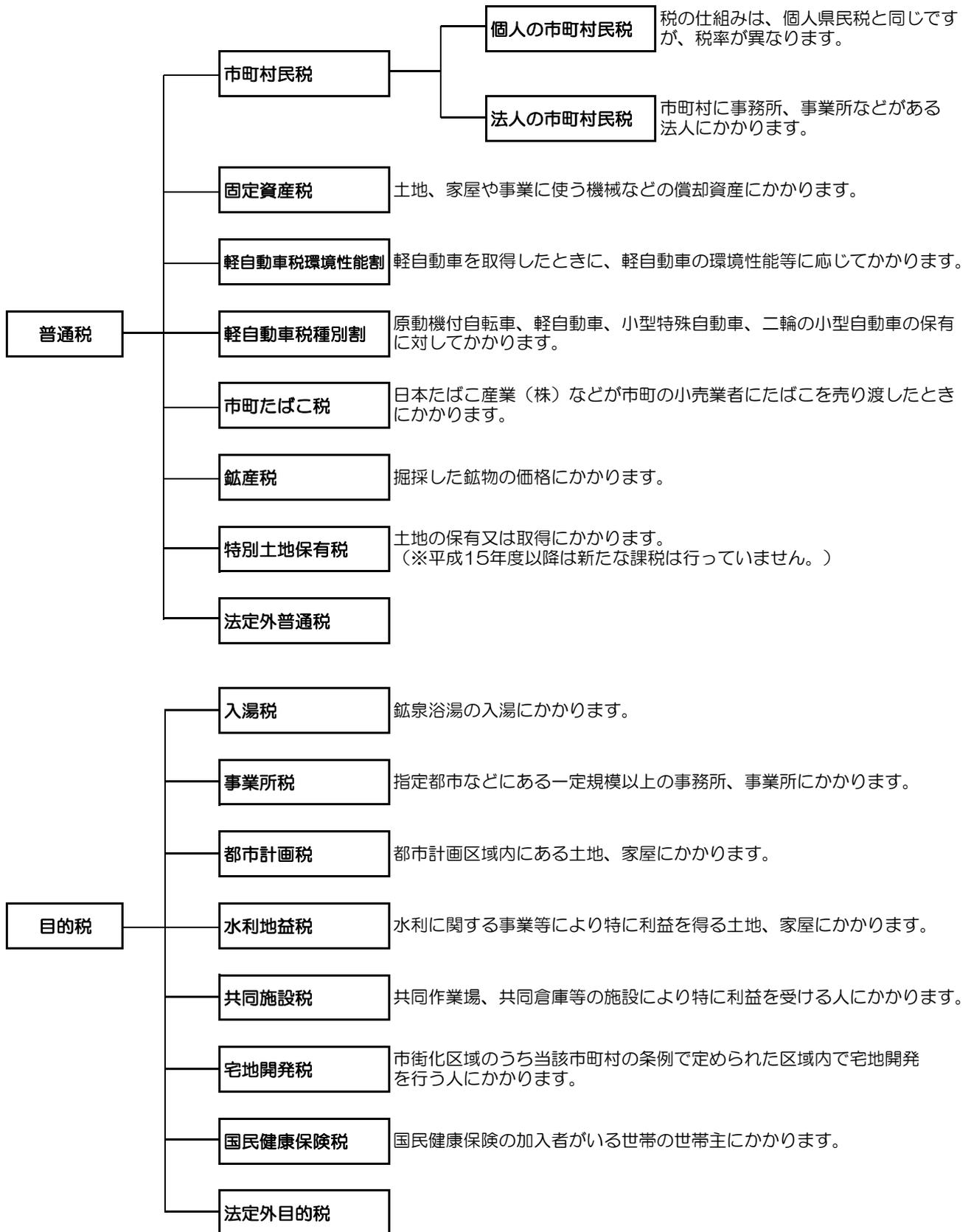
地方税

総務省の中に自治税務局があり、国税における主税局のように地方税に関する制度の企画、立案などを行っています。

また、都道府県及び市町村では、税務課等を設け、地方税の税務行政を担当しています。



◇市町（村）税



県民税

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民からその能力に応じて負担してもらうための税です。

個人の県民税（市・町民税）

市・町民税と併せて一般に個人住民税と呼ばれています。課税の計算や納税の事務は、市町が市・町民税と併せて行っています。

納める人（法第24条）

毎年1月1日現在県内に住所のある人 ……………均等割と所得割

毎年1月1日現在県内（市・町民税については、市・町内）に事務所・事業所又は家屋敷を持っている人で、その所在する市・町内に住所がない人……………均等割

◇非課税（法第24条の5）

次のいずれかに該当する人には課税されません。

区分	内容
均等割と所得割が非課税	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
均等割が非課税	・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の人
所得割が非課税	・前年の総所得金額等が次の金額以下の人 同一生計配偶者又は扶養親族を有しない人 35万円+10万円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する人 35万円×（同一生計配偶者・扶養親族の数+1）+10万円+32万円

納める額

均等割

県民税	市・町民税
年1,500円	年3,500円 ※

所得割

県民税	市・町民税
課税所得の4%	課税所得の6%

●均等割とは、所得の多少に関係なく1人1人が同じ額を納めるものをいいます。

●所得割とは、その個人が前年中に得た所得の額に応じて納めるものをいいます。

※均等割は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間、県民税、市・町民税それぞれで500円引き上げられています。

◇所得割額の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{前年の収入金額} - \text{必要経費（専従者控除を含む。）又は給与所得控除等の金額} = \text{所得金額} \\ & \text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額} \\ & \text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額} \\ & \text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{県民税額（市・町民税額）} \end{aligned}$$

所得金額の計算は、所得税の場合と同じです。

(注) 1 土地、建物等の譲渡所得は、他の所得と分離して課税されます。

2 退職所得は、原則として退職手当等が支払われる際に特別徴収されます。

◇控除の種類

事業専従者控除（法第 32 条）

事業主と生計を共にする 15 歳以上の親族で、専らその事業に従事する各人について

- 青色申告の場合……専従者に支払った金額で相当と認められるもの
- 白色申告の場合……専従者 1 人について次のいずれか低い方の金額

- ・ 50 万円（専従者が配偶者の場合には 86 万円）
- ・ 事業専従者控除前の所得金額 ÷（専従者数 + 1）

は所得金額の計算上必要経費とされます。

所得控除（法第 34 条）

項目	控除額										
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等により補てんされた金額）－（総所得金額等 × 1/10） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額）－50,000 円										
医療費控除	次のいずれかを選択して、算出した金額 ①従来の医療費控除を適用する場合 $\left(\begin{array}{l} \text{医療費} - \text{保険等により補} \\ \text{てんされた金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ 又は} \\ \text{10 万円のいずれか低い額} \end{array} \right) \quad \text{限度額 200 万円}$ ②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用する場合 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った一定のスイッチ} \\ \text{OTC 医薬品の購入費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険等により補} \\ \text{てんされた金額} \end{array} \right) - 12,000 \text{ 円} \quad \text{限度額 88,000 円}$ ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に、スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について医療費控除を受けることができるものです。										
社会保険料控除	支払った金額										
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額										
生命保険料控除	①平成 24 年以降に締結した保険契約等（新契約）（最高限度額 70,000 円） 生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円超～32,000 円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円超～56,000 円以下</td> <td>支払保険料 × 1/4 + 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円超</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> それぞれの適用限度額は 28,000 円	前年中に支払った保険料	控除額	12,000 円以下	全額	12,000 円超～32,000 円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000 円	32,000 円超～56,000 円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000 円	56,000 円超	28,000 円
前年中に支払った保険料	控除額										
12,000 円以下	全額										
12,000 円超～32,000 円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000 円										
32,000 円超～56,000 円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000 円										
56,000 円超	28,000 円										

	<p>②平成 23 年末以前に締結した保険契約等（旧契約）（最高限度額 70,000 円） <u>生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超～40,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円超～70,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円超</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>それぞれの適用限度額は 35,000 円</p> <p>①の新契約と②の旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合、全体で 70,000 円が限度額となります。</p>	前年中に支払った保険料	控 除 額	15,000 円以下	全額	15,000 円超～40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円	40,000 円超～70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円	70,000 円超	35,000 円
前年中に支払った保険料	控 除 額										
15,000 円以下	全額										
15,000 円超～40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円										
40,000 円超～70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円										
70,000 円超	35,000 円										
地震保険料控除	<p>①地震保険契約に係るもの 支払った地震保険料×1/2（限度額 25,000 円）</p> <p>②長期損害保険契約に係るもの（平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結したもの）</p> <table border="1"> <tr> <td>支払った保険料のうち 5,000 円までの部分の全額</td> <td>+</td> <td>5,000 円を超える 部分の金額×1/2</td> <td>（限度額 10,000 円）</td> </tr> </table> <p>①と②の合計の限度額 25,000 円</p>	支払った保険料のうち 5,000 円までの部分の全額	+	5,000 円を超える 部分の金額×1/2	（限度額 10,000 円）						
支払った保険料のうち 5,000 円までの部分の全額	+	5,000 円を超える 部分の金額×1/2	（限度額 10,000 円）								
障 害 者 控 除	26 万円（特別障害者は 30 万円、同居特別障害者は 53 万円）										
寡 婦 控 除	26 万円										
ひ と り 親 控 除	30 万円										
勤 労 学 生 控 除	26 万円										
配 偶 者 控 除	<p>最高 33 万円（70 歳以上の配偶者は 38 万円）</p> <p>納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000 万円を超える場合は適用がありません。配偶者の合計所得金額は、48 万円以下の人が対象です。</p>										
配 偶 者 特 別 控 除	<p>最高 33 万円</p> <p>納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人が対象であり、納税者本人と配偶者の所得に応じて減額されます。また、配偶者控除を受ける場合は、配偶者特別控除は受けられません。</p>										
扶 養 控 除	扶養親族 1 人につき 33 万円（老人扶養親族は 38 万円、特定扶養親族及び同居老親等は 45 万円）										
基 礎 控 除	<p>最高 43 万円</p> <p>納税者の合計所得金額が 2,400 万円を超えると控除額が段階的に減少し、2,500 万円を超える場合は適用がありません。</p>										

税額控除

税額控除には、調整控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除及び住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）があります。

豆知識

●調整控除

税源移譲による所得税と個人住民税との人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、設けられたものです。

- ① 個人県民税の課税所得金額が 200 万円以下の人
人的控除額の差額の合計額と課税所得金額のいずれか小さい額の 2%（市・町民税は 3%）
- ② 個人県民税の課税所得金額が 200 万円超の人
〔人的控除額の差額の合計額－（課税所得金額－200 万円）〕〔5 万円を下回る場合は 5 万円〕の 2%（市・町民税は 3%）

※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用がありません。

豆知識

●寄附金税額控除

地方自治体や一定の団体等に寄附した金額がある場合、次の計算により算定された額を個人住民税から控除することができます。

- ①地方自治体（都道府県・市区町村）に対する寄附の場合（ふるさと納税）
アとイの合計額
ア 〔都道府県・市区町村に対する寄附金額－2,000 円〕×4%（市・町民税は 6%）
イ 〔都道府県・市区町村に対する寄附金額－2,000 円〕×〔90%－寄附者に適用される所得税の限界税率※×1.021〕×2/5（市・町民税は 3/5）（イは、個人住民税所得割額の 20%を上限）
※所得税の限界税率とは、複数の税率を適用して所得税を計算する場合における最も高い税率のことをいいます。
- ②住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部への寄附金で総務大臣の承認等を受けたものに対する寄附の場合
〔寄附金額－2,000 円〕×4%（市・町民税は 6%）
- ③各地方自治体が条例により指定した控除対象寄附金の場合
ア 住所地の都道府県が指定した控除対象寄附金の場合（県民税から控除）
〔寄附金額－2,000 円〕×4%
イ 住所地の市町が指定した控除対象寄附金の場合（市・町民税から控除）
〔寄附金額－2,000 円〕×6%
※控除対象となる寄附金の限度額は①～③を合わせて総所得金額等の 30%となります。

香川県の条例指定寄附金について

県の条例で指定している寄附金については、以下のとおりです。

- ① 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及び更生保護法人並びに認定特定非営利活動法人等のうち、県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金
- ② 独立行政法人、日本赤十字社又は社会福祉法人が開設する県内の病院における業務に充てるためにそれらの法人に対して支出された寄附金

- ③ 国立大学法人、学校法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する県内の大学又は高等専門学校における業務に充てるためにそれらの法人に対して支出された寄附金

ガンバレさぬき応援寄付（ふるさと納税）について！

香川県は、ふるさと納税の対象となる地方団体です。

「ガンバレさぬき応援寄付」（ふるさと納税）は、香川県に対して寄付をすると、寄付金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。香川県出身の方だけでなく、香川県に興味や親しみがあり、「香川県を応援したい」と思ってくださいの方は、どなたでもこの制度を活用していただけます。

控除を受けるためには、寄付をした翌年に、確定申告を行う必要がありますが、以下の条件を満たす方は、寄付金控除のための確定申告が不要になるワンストップ特例制度を利用することができます。ワンストップ特例を利用する場合、所得税からの控除は行われず寄付の翌年度の個人住民税から所得税控除分相当額を含めて控除されます。

- ① 確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ② 1～12月の寄付先自治体が5団体以内であること

寄せられた寄付金は、次のような目的に活用します！（用途を指定することができます。）

- ① 子育て
- ② 防災・減災
- ③ 若者の働く場確保
- ④ 水資源
- ⑤ 健康長寿
- ⑥ 教育
- ⑦ 農林水産業
- ⑧ 産業振興
- ⑨ 観光
- ⑩ 環境保全
- ⑪ 地球温暖化対策
- ⑫ 動物愛護管理
- ⑬ 野生鳥獣保護
- ⑭ 瀬戸内国際芸術祭
- ⑮ 特別名勝 栗林公園
- ⑯ 香川丸亀国際ハーフマラソン
- ⑰ 高校生花いけバトル
- ⑱ 奨学金返還支援
- ⑲ 地域スポーツチーム
- ⑳ 地域公共交通

※ 指定なしとすることもできます。

寄付の申込み（受付・お問合せ窓口）香川県政策部政策課 TEL087-832-3122

「ガンバレさぬき応援寄付」webサイト

パソコン・スマートフォンからは

このほか、NPOの活動助成や講座の開催など、NPO法人の支援のために活用することを目的に創設された香川県NPO基金への寄附制度があります。

香川県NPO基金への寄附は「ふるさと納税」として取り扱われ、寄附金控除が受けられます。詳しくは、香川県政策部男女参画・県民活動課（TEL 087-832-3174）にお問い合わせください。

豆知識

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）

平成21年から令和7年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の個人住民税から控除することができます。

（控除額）

次のいずれか小さい額（控除期間は10年又は13年）

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（上限 97,500 円）

ただし、平成26年4月から令和3年12月31日（一定の要件を満たす場合は、令和4年12月31日）までに入居した場合で、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%のときは、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額（上限 136,500 円）

※ 令和元年10月1日から令和3年12月31日（一定の要件を満たす場合は、令和4年12月31日）の間に入居した方は、控除期間は13年とし、11年目以降の3年間は建物購入価額の2%の範囲で翌年度の個人住民税から控除されます。

納める方法（法第41条）

市町は毎月、納税者から納付があった税を市・町民税と県民税にあん分し、県民税分を県に払い込みます。

納税者が市町へ納付するときは、

給与所得者（特別徴収）……6月から翌年5月までの12回に分けて、給与の支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与から差し引いて納めます。

年金所得者で一定の条件……年金を支給する年金保険者が年金支給時（年6回）に公的年金から満たす方（特別徴収） 差し引いて納めます。

その他の者（普通徴収）……市町から送付される納税通知書（納付書）によって、6月・8月・10月・翌年1月（市町によりこれと異なった納期場合があります。）の4回に分けて納めます。

*** Aさん（会社員）の個人の県民税は**

【夫婦・中学生と高校生の子供2人の場合（Aさんのみ収入あり）】

Aさんの収入（全部給与収入）は500万円、社会保険料は50万円、生命保険料（旧契約）は5万円でした。所得金額は、給与所得控除を引いて、356万円になります。

○ 所得割額を計算すると、

$$\begin{array}{ccc} \text{(所得金額)} & \text{(所得控除)} & \text{(課税所得金額)} \\ 356 \text{ 万円} & - 162 \text{ 万円} & = 194 \text{ 万円} \end{array}$$

$$194 \text{ 万円} \times 4/100 = 77,600 \text{ 円}$$

<調整控除> 人的控除額 の差額	}	配偶者控除額の所得税との差額	5万円
		扶養控除額の所得税との差額	5万円
		基礎控除額の所得税との差額	5万円
		合 計 額	15万円

15万円 < 194万円なので、15万円 × 2/100 = 3,000円

$$77,600 \text{ 円} - 3,000 \text{ 円} = 74,600 \text{ 円} \text{ となります。}$$

所得控除の内訳	
社会保険料控除	……50万円
生命保険料控除	…… 3万円
	(50,000円 × 1/4 + 17,500円)
配偶者控除	……33万円
扶養控除	……33万円
基礎控除	……43万円
合 計	162万円

○ 均等割額は1,500円です。

したがって、Aさんの納める個人の県民税は、

$$\begin{array}{ccc} \text{(均等割)} & \text{(所得割)} & \text{(合計)} \\ 1,500 \text{ 円} & + 74,600 \text{ 円} & = 76,100 \text{ 円} \text{ となります。} \end{array}$$

● 給与所得控除の計算

給与収入の金額（年収）	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	給与の収入金額 × 40% - 10万円 55万円に満たない場合には55万円
180万円超 360万円以下	給与の収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	給与の収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	給与の収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円（上限）

※ 給与収入が660万円未満の場合には、この表にかかわらず、所得税法別表第5により給与所得の金額を求めます。

※ 給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する人又は給与所得と年金所得の双方を有する人は、所得金額調整控除が受けられます。

- ① 特別障害者である人
- ② 23歳未満の扶養親族を有する人
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人

法人の県民税

納める人 (法第 24 条)

法人の種類	納める法人県民税の内訳	
	均等割	法人税割
県内に事務所等（本店・支店・工場など）がある法人 ※人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行うもの）を含む	○	○
県内に事務所等はないが、寮・宿泊所・クラブ等がある法人	○	—
県内に事務所等 又は 寮・宿泊所・クラブ等があり、収益事業を行わない 公共法人、公益法人等	○	—

○均等割とは、資本金等の額に応じて納めるものをいいます。

○法人税割とは、法人税の額に応じて納めるものをいいます。

◇非課税法人 (法第 25 条)

公共法人、公益法人等のなかには、非課税とされているものがあります。

納める額

均等割 (法第 52 条)

区分	税率
次の法人 ・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く） ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く） ・ 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人	年額 2 万円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	年額 5 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54 万円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円

○「資本金等の額（無償増減資等による加減算調整後の額）」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とします。

○事業年度が 1 年に満たない場合は月割計算します。

法人税割（法第 51 条、条例第 38 条、附則第 22 項、同第 23 項）

区 分	事業年度始期	
	H26. 10. 1～R1. 9. 30	R1. 10. 1～
次のいずれかに該当する法人 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ○法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円を超える法人 ○相互会社	法人税額の 4.0%	法人税額の 1.8%
次のいずれにも該当する法人 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下 もしくは資本・出資を有しない法人（相互会社を除く） ○法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下である法人	法人税額の 3.2%	法人税額の 1.0%

○連結法人は「法人税額」を「個別帰属法人税額」に、「事業年度」を「連結事業年度」に読み替えます。

◇法人税割額の計算方法

$$\boxed{\text{法人税額（各種控除前）}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{法人税割額}}$$

2 以上の都道府県に事務所等がある法人は、関係都道府県ごとの従業者の数により法人税額を分割し、分割後の法人税額により法人税割額を計算します。

申告と納税（法第 53 条）

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日の翌日から原則 2 か月以内
中間申告 事業年度※が 6 か月を超える法人で、次のいずれかに該当する法人は中間申告が必要です。 ○法人税の中間申告義務がある法人 ○通算親法人が協同組合等である通算子法人で法人税法第 71 条第 1 項第 1 号に掲げる金額（同条第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合はその適用後の金額）が 10 万円を超える法人		事業年度※開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
修正申告	法人税の修正申告をしたとき 又は 更正決定を受けたとき	法人税額を納付すべき日
	申告した税額に不足があったとき	すみやかに
均等割のみを課される公共法人、公益法人等の申告		4 月 30 日

○清算法人、合併法人については、特別の規定があります。

○申告書は法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税で一葉となっています。

※ 通算子法人は「事業年度」を「通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度」に読み替えます。

電子申告の義務化について (法第 53 条第 65 項～第 81 項)

令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、次に該当する法人はエルタックスによる申告が義務化されました。

- 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社



利子等に係る県民税（県民税利子割）

納める人（法第24条）

県内に所在する金融機関などの営業所を通じて利子等の支払いを受ける個人です。

納める額（法第71条の6）

支払いを受ける利子等の5%（所得税として別に15%）

利子等とは（法第23条第1項第14号）

特定公社債以外の公社債や預貯金の利子、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等のほか、定期積金、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。

なお、平成28年1月1日以降に支払いを受けるべき特定公社債等の利子については、利子割の課税対象から外れ、配当割の課税対象となりました。特定公社債等とは、特定公社債（国債・地方債・公募公社債・上場公社債など）、公募公社債投資信託の受益権及び特定目的信託（公募に限る。）の社債的受益権のことをいいます。

非課税（法第25条の2）

- (1) 寡婦年金受給者、身体障害者等に対しては、次のような非課税制度があります。
 - ・ 少額預金非課税制度（マル優）……………350万円までの元本に対する利子
 - ・ 少額公債非課税制度（特別マル優）……………350万円までの元本に対する利子
- (2) 勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。
 - ・ 財産形成住宅貯蓄
 - ・ 財産形成年金貯蓄 } ……………合計550万円までの元本に対する利子
- (3) 非課税の手続きとして、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出する必要があります。

市町への交付金（法第71条の26、施行令第9条の14）

県に納入された県民税利子割の59.4%に相当する額は、市・町に交付されます。

特定配当等に係る県民税（県民税配当割）

納める人（法第24条）

特定配当等の支払いを受け、支払日現在、県内に住所のある個人が、特定配当等の支払いをする上場企業又は金融機関などを通じて納めます。

納める額（法第71条の28）

支払いを受ける特定配当等の額の5%（所得税として別に15%）

特定配当等とは（法第23条第1項第15号）

上場株式等の配当等や証券投資信託で公募によるものの収益の分配に係る配当等をいいます。

また、平成28年1月1日以降に支払を受けるべき特定公社債等の利子等及び割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）に係る差益金額に対しても配当割が課税されます。

特定公社債等とは、特定公社債（国債・地方債・公募公社債・上場公社債など）、公募公社債投資信託の受益権及び特定目的信託（公募に限る。）の社債的受益権のことをいいます。

市町への交付金（法第71条の47、施行令第9条の19）

県に納められた県民税配当割のうち59.4%が、県内の市町に交付されます。

特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（県民税株式等譲渡所得割）

納める人（法第24条）

源泉徴収口座内における株式などの譲渡益等の支払いを受け、その年の1月1日現在、県内に住所のある個人が、その譲渡益等の支払いをする証券会社などを通じて納めます。

納める額（法第71条の49）

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の5%（所得税として別に15%）

特定株式等譲渡所得金額とは（法第23条第1項第17号）

源泉徴収口座における上場株式等の譲渡益などをいいます。

なお、平成28年1月1日以降の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡益及び割引債の償還差益が県民税株式等譲渡所得割の課税対象に追加されました。

市町への交付金（法第71条の67、施行令第9条の23）

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%が、県内の市町に交付されます。

個人の事業税

納める人 (法第72条の2)

県内に事務所・事業所を設けて、下記の表に掲げる事業を行っている個人です。

◇非課税 (法第72条の2、72条の4、72条の49の12、72条の49の13)

次の事業又は所得には課税されません。

- ① 林業、鉱物の掘採事業
- ② 農業
- ③ 医業等の社会保険診療に係る所得
- ④ 外国における事業に係る所得

納める額 (法第72条の49の17、条例第42条の4)

◇税率

区分	事業の種類					税率
第一種事業 (37業種)	物品販売業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業	5%
	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業	運送取扱業	
	船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	
	出版業	写真業	席貸業	旅館業	料理店業	
	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業	問屋業	
	両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	
	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業	
	冠婚葬祭業	保険業				
第二種事業 (3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業			4%
第三種事業 (30業種)	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	5%
	司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業	
	公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	
	不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業	
	クリーニング業	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業	土地家屋調査士業	
	公衆浴場業 (第1種以外のもの)	海事代理士業	印刷製版業			
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業				装蹄師業	

(注) 第二種事業を営む場合で、家族や同居の親族の年間延べ労働日数が使用人などの

年間延べ労働日数を超える場合には、事業税はかかりません。

◇税額の計算方法

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{事業の総収入金額}} - \boxed{\text{事業の必要経費（事業専従者控除を含む。）}} = \boxed{\text{所得金額}} \\ & \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{諸控除額}} - \boxed{\text{事業主控除}} = \boxed{\text{事業の課税所得金額}} \\ & \boxed{\text{事業の課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}} \end{aligned}$$

所得金額の計算は、原則として所得税の場合と同じです。

◇各種控除（法第72条の49の12、72条の49の14）

1. 損失の繰越控除（青色申告者）

事業による所得が損失（赤字）となったときは、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。

2. 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

3. 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失額についても事業による所得の計算上、控除することができます。なお、青色申告をした方は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

4. 事業専従者控除（給与）

事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、専ら当該事業に従事する者がいる場合には、次の金額が必要経費とされます。

青色申告 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告 配偶者……860,000円、配偶者以外……500,000円

ただし、 $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数}+1}$ により算出した額が上記金額よりも低い場合は、その金額が控除となります。

5. 事業主控除 年290万円

◎所得税にある次の制度は、個人事業税には適用されません。

1. 青色申告特別控除（65万円、55万円又は10万円）
2. 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

納める方法 (法第 72 条の 51、条例第 43 条)

納期 第 1 期…………… 8 月 15 日から 8 月 31 日まで

第 2 期…………… 11 月 15 日から 11 月 30 日まで

税額が 1 万円以下の場合は、全額を第 1 期に納めていただきます。

ただし、年の途中で事業を廃止した場合又は特別の事情がある場合の納期は、納税通知書に定める日になります。

納税は、県税事務所から納税者に納税通知書を送付し、これにより税を納付します。

なお、「安全・便利・確実」な口座振替制度もありますのでご利用ください。

税に関する申告 (法第 72 条の 55、72 条の 55 の 2)

前年中の事業所得の金額が、事業主控除額を超える人は、毎年 3 月 15 日までに前年中の事業所得、事業専従者控除に関する事項等を記載した申告書を県税事務所に提出しなければなりません。

ただし、所得税の確定申告あるいは住民税の申告書を提出した場合には、その必要はありません。

年の中で事業を廃止（法人成りを含む。）した場合には、事業廃止後 1 月（事業主の死亡によるときは、4 月）以内に申告書を提出しなければなりません。

法人の事業税

納める人 (法第72条の2)

県内に事務所等（本店・支店・工場など）を設けて事業を行う法人

※人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行うもの）を含む

◇非課税法人（法第72条の4、72条の5）

法人税が非課税とされている公共法人、公益法人等には課税されません。

◇非課税事業（法第72条の4）

次の事業には課税されません。

- ・ 林業、鉱物の掘採事業
- ・ 一定要件を満たす農事組合法人が行う農業

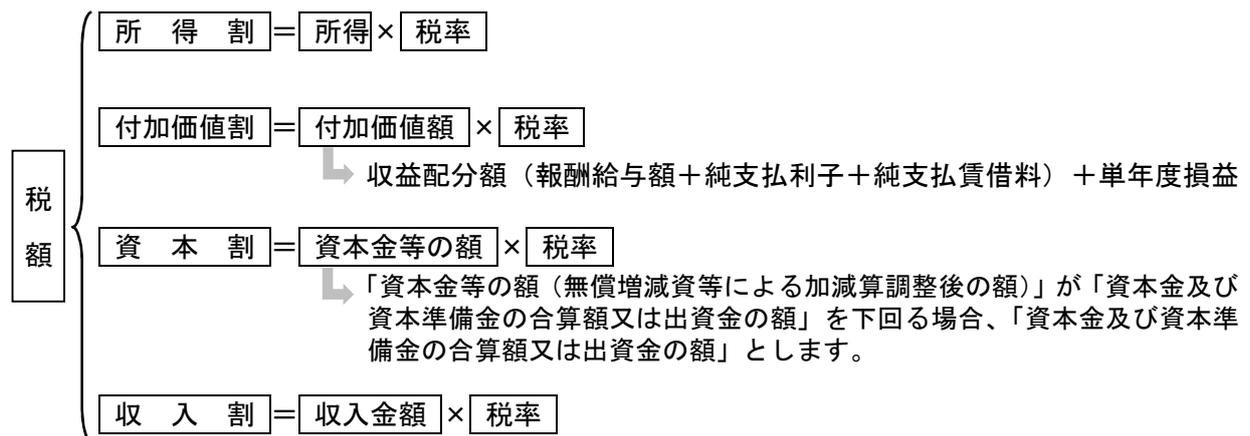
◇非課税所得（法第72条の23、72条の24）

次の所得には課税されません。

- ・ 医療法人等の社会保険診療に係る所得
- ・ 外国における事業に係る所得

納める額 (法第72条の12、第72条の24の7、条例第42条)

◇税額の計算方法



事業の区分、法人の種別等により税額を計算します。税率は次の表のとおりです。

2以上の都道府県に事務所等を有する法人の事業税は、所得等を従業者数等の基準（分割基準）により分割して計算します。

1 電気供給業、ガス供給業（令和4年4月1日以後に開始する事業年度については、導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）、保険業、貿易保険業 以外の事業

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人

		事業年度始期				
		H26.10.1~ H27.3.31	H27.4.1~ H28.3.31	H28.4.1~ R1.9.30	R1.10.1~ R4.3.31	R4.4.1~
所得割	400万円以下	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	400万円超~800万円以下	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	800万円超	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
	3県以上分割法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%
資本金割		0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%

(2) (1)以外の法人

			事業年度始期	
			H26.10.1~ R1.9.30	R1.10.1~
所得割	普通法人等	400万円以下	3.4%	3.5%
		400万円超~800万円以下	5.1%	5.3%
		800万円超	6.7%	7.0%
		3県以上分割で資本金1,000万円以上の法人の所得	6.7%	7.0%
	特別法人	400万円以下	3.4%	3.5%
		400万円超	4.6%	4.9%
		3県以上分割で資本金1,000万円以上の法人の所得	4.6%	4.9%

○「特別法人」は協同組合等、医療法人をいいます。

2 ガス供給業、保険業、貿易保険業

	事業年度始期	
	H26.10.1~ R1.9.30	R1.10.1~
収入割	0.9%	1.0%

○ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度のガス供給業については、導管ガス供給業に対して上表の税率が適用されます。特定ガス供給業の税率については、お問い合わせください。

3 電気供給業

(1) 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業以外の電気供給業

	事業年度始期	
	H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1～
収 入 割	0.9 %	1.0 %

(2) 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業

【1】資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人

	事業年度始期		
	H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～
収 入 割	0.9 %	1.0 %	0.75 %
付 加 価 値 割	—	—	0.37 %
資 本 割	—	—	0.15 %

【2】【1】以外の法人

	事業年度始期		
	H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～
収 入 割	0.9 %	1.0 %	0.75 %
所 得 割	—	—	1.85 %

特別法人事業税について

地方法人特別税の廃止後、令和元年10月1日以後開始事業年度から「特別法人事業税」が創設されました。特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と併せて県に申告・納税します。県は納付された特別法人事業税を国に払い込みます。

◇税額の計算方法

$$\boxed{\text{法人事業税の所得割額又は収入割額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

	事業年度始期	
	R1. 10. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～
付加価値割額、資本割額、所得割額の合算額により法人事業税を課される法人 [1 (1) の法人]	所得割額の 260.0 %	
所得割額により法人事業税を課される法人 [1 (2) の法人]	普通法人等	所得割額の 37.0 %
	特別法人	所得割額の 34.5 %
収入割額により法人事業税を課される法人 [2、3 (1) の法人]	収入割額の 30.0 %	
収入割額、付加価値割額、資本割額の合算額により法人事業税を課される法人 [3 (2) 【1】 の法人]	収入割額の 30.0%	収入割額の 40.0%
収入割、所得割額の合算額により法人事業税を課される法人 [3 (2) 【2】 の法人]	収入割額の 30.0%	収入割額の 40.0%

○ 特定ガス供給業に適用される税率については、お問い合わせください。

地方法人特別税について

地方法人特別税は廃止されましたが、令和元年9月30日以前開始事業年度の申告（修正申告を含む）を行う際には、地方法人特別税を法人事業税と併せて県に申告・納税する必要があります。

	事業年度始期		
	H26. 10. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～ R1. 9. 30
付加価値割額、資本割額、所得割額の合算額により法人事業税を課される法人 [1 (1) の法人]	所得割額の 67.4 %	所得割額の 93.5 %	所得割額の 414.2 %
所得割額により法人事業税を課される法人 [1 (2) の法人]	所得割額の 43.2 %		
収入割額により法人事業税を課される法人 [2、3 の法人]	収入割額の 43.2 %		

申告と納税 (法第 72 条の 24 の 12～第 72 条の 31)

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日の翌日から原則 2 か月以内
中間申告	事業年度※が 6 か月を超える普通法人で、次のいずれかに該当する法人は中間申告が必要です。 ○法人税の中間申告義務がある法人 ○通算親法人が協同組合等である通算子法人で法人税法第 71 条第 1 項第 1 号に掲げる金額（同条第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合はその適用後の金額）が 10 万円を超える法人 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人 ○電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	事業年度※開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
修正申告	法人税の更正決定を受けたとき	法人税の更正決定の通知日から 1 か月以内
	申告した税額に不足があったとき	すみやかに

○清算法人、合併法人については、特別の規定があります。

○申告書は法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税で一葉となっています。

○令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のガス供給業は、導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限ります。

※ 通算子法人は「事業年度」を「通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度」に読み替えます。

電子申告の義務化について (法第 72 条の 32～第 72 条の 32 の 2)

令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、次に該当する法人はエルタックスによる申告が義務化されました。

- 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社



分割基準 (法第 72 条の 48)

2 以上の都道府県に事務所等を有する法人の事業税は、課税標準額を事業の種類に応じた次の基準により分割し、分割後の課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。複数の事業を併せて行う場合には特別の規定があります。

事業の種類		分割基準
製 造 業		従業者の数 ※資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の法人は工場の従業者数に 1/2 を加算
電 気 供 給 業	小売電気事業(準 ずるものを含む)	課税標準の 1/2 : 事務所等の数 課税標準の 1/2 : 従業者の数
	一般送配電事業 送電事業(準ずる ものを含む)	課税標準の 3/4 : 発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と 接続する電線路の電力容量 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	配電事業	※事務所等の所在するいずれの都道府県においても発電所又は蓄電用の施設の 発電等用電気工作物と接続する電線路がない場合 課税標準全体 : 事務所等の固定資産の価額
	特定送配電事業	
	発電事業(準ずる ものを含む) 特定卸供給事業	課税標準の 3/4 : 事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の 用に供するものの価額 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額 ※事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合 課税標準全体 : 事務所等の固定資産の価額
ガ ス 供 給 業 倉 庫 業	事務所等の固定資産の価額	
鉄 道 事 業 軌 道 事 業	軌道の延長キロメートル数	
その他の事業	課税標準の 1/2 : 事務所等の数 課税標準の 1/2 : 従業者の数	

○ガス供給業については、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のガス供給業を含みます（法第 72 条の 24 の 2 参照）。

地方消費税

地方消費税は、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って、地方税において所得、消費、資産等の間における均衡のとれた税体系を構築し、併せて地方分権、地域福祉の充実を図るために設けられた税です。

納める人 (法第 72 条の 78)

- 国内取引（譲渡割）** 課税対象となる取引（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）を行う個人事業者及び法人
- 輸入取引（貨物割）** 外国貨物（輸出の許可を受けた貨物及び外国から国内に到着した貨物で輸入許可される前のもの）を保税地域から引き取る者

納める額 (法第 72 条の 77、72 条の 82、72 条の 83)

消費税額の 22/78

（商品の価格を 100 とした場合）

国の消費税額 $100 \times 7.8/100 = 7.8$

地方消費税額 $7.8 \times 22/78 = 2.2$

国の消費税と地方消費税を併せた税率 $(7.8 + 2.2) \div 100 = 10\%$

ただし、軽減税率適用時には、

（商品の価格を 100 とした場合）

国の消費税額 $100 \times 6.24/100 = 6.24$

地方消費税額 $6.24 \times 22/78 = 1.76$

国の消費税と地方消費税を併せた税率 $(6.24 + 1.76) \div 100 = 8\%$

消費税及び地方消費税は、平成 26 年 4 月から、社会保障の安定財源の確保と財政の健全化のため、5%から 8%に引き上げられました。

引上げ分の税収は、年金や医療、介護、少子化対策などの経費に充てられます。

令和元年 10 月からは、国の消費税とあわせて 10%に引き上げられました。

申告と納税

(法第 72 条の 86、72 条の 100、72 条の 101、72 条の 103、法附則第 9 条の 5、9 条の 6)

国内取引（譲渡割） 当分の間、消費税の例により消費税と併せて税務署長に申告し、申告した譲渡割を納付します。

輸入取引（貨物割） 消費税の例により消費税と併せて税関長に申告し、申告した貨物割を納付します。

都道府県間の清算（法第 72 条の 114）

都道府県は、その地方消費税額に相当する額について、商業統計の小売年間販売額などの消費に関連した指標によって各都道府県間で清算を行います。

市町への交付金（法第 72 条の 115）

上記の清算をした後の金額の 2 分の 1 に相当する額は、各市町の人口及び従業者数（税率引上げ分は各市町の人口）であん分して、各市町に交付されます。

不動産取得税

不動産（土地・家屋）の取得という行為に担税力が存在するとして、課されるものです。

納める人（法第73条の2）

土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）などにより取得した人です。

◇非課税（法第73条の3～73条の7）

次のような場合等の不動産の取得には、課税されません。

- ① 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
- ② 学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産
- ③ 相続による取得
- ④ 法人の合併又は法人の政令で定める分割による取得
- ⑤ 土地改良法による土地改良事業の施行に伴う換地の取得又は同法による農用地の交換分合による土地の取得
- ⑥ 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地の取得
- ⑦ 墓地又は公共の用に供する道路等の用に供する土地の取得
- ⑧ 特定の者（社会福祉法人や医療法人など）が特定の使用目的（社会福祉事業の用など）の用に供するために取得した不動産（老人ホーム、グループホームなど）

納める額

◇税額の計算方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{評価額又は固定資産} \\ \text{課税台帳の登録価格} \end{array} - \text{特別控除額} \right) \times \text{税率} - \begin{array}{l} \text{減額適用により} \\ \text{減額される額} \end{array} = \text{税額}$$

← (課税標準となるべき額) →

◇課税標準（法第73条の13）

取得した時の不動産の価格

◇税率（法第73条の15、法附則第11条の2、条例第45条、条例附則第31項）

4%（平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間の住宅及び土地の取得については3%）

◇不動産の価格の決め方（法第73条の21）

土地・家屋の売買・贈与・交換などによる取得……………市・町の固定資産課税台帳に登録されている価格

家屋の新築・増築・改築による取得
土地造成又は地目の変更がある土地の取得 } ……固定資産評価基準により評価した価格

課税標準の特例・税の減額

(法第73条の14、73条の24、73条の27の3、法附則第11条)

番号	区分	要件	控除の額等														
1	新築、増・改築	床面積（増・改築の場合は、増・改築後の全体面積）50㎡（40㎡）以上240㎡以下 ※（ ）内は戸建以外の貸家住宅の場合	住宅の価格から1戸につき最高1,200万円が控除されます。														
	又は新築未使用住宅（建売住宅・マンション等）の購入	次の1、2の全てに該当するもの 1 上記床面積の要件を満たし、新築であるもの 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により行政庁の認定を受けたもの	住宅の価格から1戸につき最高1,300万円が控除されます。														
2	耐震基準適合 既存住宅の取得	次の1、2、3の全てに該当するもの 1 床面積……50㎡以上240㎡以下 2 取得者が自己の居住の用に供すること 3 昭和56年新耐震基準に適合すること（次のいずれかに該当すること） ア 登記簿上の新築年月日がS57.1.1以降であること イ 登記簿上の新築年月日がS56.12.31以前の場合は、建築士等によりS56年の新耐震基準に適合していることが取得前に証明された住宅	取得した耐震基準適合既存住宅の新築された時期により、住宅の価格から1戸につき次の額が控除されます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>新築された時期</th> <th>控除される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S48.1.1～S50.12.31</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>S51.1.1～S56.6.30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>S56.7.1～S60.6.30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>S60.7.1～H元.3.31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>H元.4.1～H9.3.31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>H9.4.1以降</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築された時期	控除される額	S48.1.1～S50.12.31	230万円	S51.1.1～S56.6.30	350万円	S56.7.1～S60.6.30	420万円	S60.7.1～H元.3.31	450万円	H元.4.1～H9.3.31	1,000万円	H9.4.1以降	1,200万円
新築された時期	控除される額																
S48.1.1～S50.12.31	230万円																
S51.1.1～S56.6.30	350万円																
S56.7.1～S60.6.30	420万円																
S60.7.1～H元.3.31	450万円																
H元.4.1～H9.3.31	1,000万円																
H9.4.1以降	1,200万円																
3	新築住宅用土地 住宅が価格控除の要件に該当していること	次のいずれかに該当するもの 1 土地を取得した日から3年以内に住宅が新築された場合 ※ 2 土地取得者が土地を取得した日前1年以内に住宅を新築していた場合 3 土地付新築未使用住宅を新築後1年以内に取得した場合 4 土地付新築未使用住宅を取得し、自己の居住の用に供する場合 ※土地取得者が、その土地を継続して所有している場合、又は住宅の新築がその土地の取得者から土地を取得した者により行われる場合であること。	取得した土地の税額から、次のいずれか高い方の額が減額されます。 ① 45,000円 ② $\left[\begin{array}{l} \text{土地の1㎡} \\ \text{当たりの固} \\ \text{定資産課税} \\ \text{台帳の登録} \\ \text{価格※} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{住宅の} \\ \text{床面積} \times 2 \\ \text{(最高200㎡)} \end{array} \right] \times 3/100$														
	耐震基準適合 既存住宅用土地 住宅が価格控除の要件に該当していること	次のいずれかに該当するもの 1 土地取得者が土地を取得した日から1年以内に住宅を取得した場合 2 土地取得者が土地を取得した日前1年以内に住宅を取得していた場合	※ 取得した土地が宅地及び宅地比準土地である場合については、欄外（注）①の課税標準の特例を行った後の価格														
4	公共事業のため不動産を譲渡した者が、それに代わるものと認められる土地・家屋を譲渡後2年以内に取得した場合		取得した土地・家屋の価格から、譲渡した土地・家屋の固定資産課税台帳の登録価格等が控除されます。														
5	不動産を取得した者が、その取得から1年以内に公共事業のため、他の不動産を譲渡し、その不動産の取得が譲渡した不動産に代わるものと認められる場合		取得した土地・家屋の税額から、譲渡した土地・家屋の固定資産課税台帳の登録価格等に税率を乗じた額が減額されます。														

- (注) ①宅地及び宅地比準土地の取得が平成 18 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに
行われた場合については、課税標準が価格の 1/2 となります。
- ②これらの特例・減額の適用を受けるためには、事実を証する書類を添えて特例・
減額適用の申告書（不動産の取得申告書と同一用紙）を不動産の取得の日から原
則として 60 日以内（1 から 3 までに限る。）に県税事務所に提出しなければなり
ません。
- ③個人が耐震基準不適合住宅を取得した日から 6 月以内に耐震改修を行い、耐震基
準に適合することにつき総務省令で定めるところの証明を受け、かつ、当該住宅
をその者の居住の用に供したときは、一定額が減額されます。

◇条例減免等

県税条例に基づき、次の場合には軽減を受けられる場合があります。これらの減免申請
は、必要書類を添えた申請書を納期限の 5 日前までに県税事務所に提出しなければなり
ません。

- (1) 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合
- (2) 取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合
- (3) 特定非営利活動法人（NPO 法人）が、特定非営利活動に係る事業の用に専ら供する不
動産を、法人設立後 1 年以内に無償で譲渡を受けた場合
- (4) 自治会集会場（公民館）の用に供する不動産を取得した場合
- (5) 土地区画整理事業の施行に伴い代替家屋を取得した場合 など

また、取り壊すことを条件とした家屋の取得（取得後使用することなく直ちに取り壊し
た場合に限る。）についても、課税されない場合があります。

◇免 税 点（法第 73 条の 15 の 2）

課税標準となるべき額が免税点に満たないときは、課税されません。

区 分		免税点
土 地 の 取 得		10 万円未満
家 屋 の 取 得 (1 戸につき)	新築・増築・改築	23 万円未満
	売買・交換・贈与など	12 万円未満

◇徴収の猶予（法第 73 条の 25、73 条の 27 の 3、73 条の 27 の 4、法附則第 12 条）

次のような場合には、申告により不動産を取得した日から一定期間徴収が猶予されます。

土地を取得した者が、取得した日から 3 年以内に、その土 地の上に特例適用住宅を新築する場合	猶予期間…………… 3 年以内
土地を取得した者が、取得した日から 1 年以内に、その土 地の上にある既存住宅を取得する場合	猶予期間…………… 1 年以内
不動産を取得した者が、その取得から 1 年以内に公共事業 のため、他の不動産を譲渡し、その不動産の取得が譲渡し た不動産に代わるものと認められる場合	猶予期間…………… 1 年以内

譲渡担保財産設定の日から2年以内に担保権者から設定者に、その譲渡担保財産が移転される時	猶予期間……………2年以内
生前に農地等の一括贈与を受けた場合	猶予期間……贈与によって取得した日から原則として贈与者又は受贈者が死亡する日まで

申告と納税 (法第73条の17、73条の18、条例第46条、47条)

申告

不動産を取得した場合には、取得の日から60日以内に不動産取得申告書を不動産所在地の市・町を經由して、県税事務所に提出しなければなりません。

(ただし、当該不動産の登記を行った場合は、取得についての申告は必要ありません。)

納税

県税事務所から納税者に納税通知書を送付し、これにより税を納付します。

納期

納税通知書に定める日です。

県 たばこ 税

製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときにそのたばこの本数を基準として税が課せられます。

納める人 (法第 74 条の 2)

製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、納めることになっています。
しかし、たばこの購入代金の中に、税が含まれていますので、最終的にたばこを消費する人が、税を負担することになります。

納める額 (法第 74 条の 5)

- 喫煙用の紙巻たばこ…………… 1,000 本につき 1,070 円

申告と納税 (法第 74 条の 10)

製造たばこの製造者、特定販売業者や卸売販売業者が、毎月末日までに前月分を申告し、納めることになっています。

たばこは県内で買いましょう！！

たばこ税は、たばこが買われた県や市町の収入となり、皆様のくらしに役立てられています。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用したときに課される税です。

納める人 (法第 75 条)

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者等を通じて納めます。

◇非課税 (法第 75 条の 2、75 条の 3、法附則第 12 条の 2)

- 1 年齢 18 歳未満の者
- 2 年齢 70 歳以上の者
- 3 障害者
- 4 国民スポーツ大会（公式練習を含む）での利用
- 5 体育・部活動等の学校教育活動としての利用
- 6 国際競技大会（公式練習を含む）での利用

納める額 (法第 76 条、条例第 56 条)

ゴルフ場の利用者は、1 人 1 日につき 200 円～1,200 円を納めることになります。税率は、ゴルフ場の規模・利用料金等によりゴルフ場ごとに定められています。

申告と納税 (法第 83 条、条例第 64 条)

ゴルフ場の経営者等が、利用した人から料金と併せて税を徴収し、毎月 15 日までに前月分を取りまとめて申告し、納めることになっています。

市町への交付金 (法第 103 条)

県に納められたゴルフ場利用税の 10 分の 7 は、ゴルフ場が所在する市や町に交付されます。

軽油引取税

軽油引取税は、バス・トラックなどの燃料油である軽油の引取りに対して課される税です。

納める人 (法第 144 条の 2、144 条の 3)

軽油引取税は、次の行為などに対して課されます。

- (1) 特約業者又は元売業者から現実に軽油を引き取った場合
- (2) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として販売した場合
- (3) 石油製品販売業者が
 - ① 軽油に軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合
 - ② 軽油以外の炭化水素油同士を混和して製造された軽油を販売した場合
 - ③ 燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として販売した場合
- (4) 自動車の保有者が、燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として道路において運行の用に供するため消費した場合

豆知識

元売業者・特約業者とは…

元 売 業 者……………軽油を製造・輸入・販売することを業とする者で総務大臣の指定を受けた者（法第 144 条の 7） けた者をいいます。

特 約 業 者……………元売業者との販売契約に基づいて継続的に軽油の供給を受け、販売（法第 144 条の 8・9） することを業とする仮特約業者のうち都道府県知事の指定を受けた者をいいます。

税 率 (法第 144 条の 10、法附則第 12 条の 2 の 8)

- 1 キロリットルにつき……………32,100 円
(1 リットルにつき……………32 円 10 銭)

申告と納税 (法第 144 条の 14、144 条の 18)

上記(1)の行為に課せられる税は、元売業者や特約業者が、軽油の代金に含めて徴収し、毎月末日までに前月分を申告し、納めることになっています。

上記(2)・(3)・(4)の行為に課される税は、(2)・(3)・(4)の行為者自身で毎月末日までに前月分を申告し、納めることになっています。

製造等の承認 (法第 144 条の 32)

次の行為を行う場合は、10 日前までに承認の申請を行ってください。もし、承認を受けない場合は、法律により罰せられます。

- (1) 軽油に軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造する場合
- (2) (1) のほか、軽油を製造する場合
- (3) 燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として譲渡する場合
- (4) 燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として消費する場合（(3) の承認を受けたものを除く。）

免税の手続 (法第 144 条の 6、144 条の 21、法附則 12 条の 2 の 7)

軽油引取税は、その使用目的に関わらず軽油の消費等を対象として課税しています。

しかし、政策的配慮により、課税免除することが適当と認められる特定の用途については、課税されないことになっています。

課税免除を受けるためには、次の手続を行ってください。

- (1) 免税になる軽油を使用しようとする方は、あらかじめ申請により免税軽油使用者証の交付を受けておきます。
- (2) そして、免税証の交付の申請を行うと、必要な数量の免税証が交付されます。
- (3) 軽油を購入するときに特約業者等へ購入数量に見合う免税証を引き渡すと税（1ℓ当たり 32 円 10 銭）を引いた価格で軽油を購入することができます。

免税軽油の引取り等に係る報告義務 (法第 144 条の 27)

免税軽油を使用する方は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間に行った免税軽油の引取り数量、引取りの際に販売業者に提出した免税証の明細、当該販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称並びに前月の初日から末日までの間の免税軽油の使用状況その他必要な事項を報告しなければなりません。

ただし、交付を受けた免税証の数量が 1 月当たり 1,000 リットル未満である者については、特例により、免税証の有効期間満了の際又は新たに免税証の交付申請をする際に各月分をまとめて報告することになっています。

注 意

- (1) 免税軽油使用者は、免税軽油の使用状況を免税軽油使用実績書に記載しておき、次回の交付申請の際に提出しなければなりません。
- (2) 不正に免税証の交付を受けたり、免税証を譲渡すれば、法律により罰せられます。（法第 144 条の 22～26）
（免税証を預けたり、預かったりすることも禁じられています。）
- (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出をしなかったり、虚偽の記載をした報告書を提出した者は、法律により罰せられます。（法第 144 条の 28）

不正軽油に関する罰則 (法第 144 条の 33 等)

◎不正軽油とは…ディーゼル車の燃料である軽油に重油等を混和する等して製造された“脱税軽油”。

その製造の過程で排出される硫酸ピッチの不法投棄や、燃料として使用すると自動車故障等の問題があります。

法第 144 の 12 等	帳簿書類の検査や採油を拒否したら
	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
法第 144 の 33	不正軽油を製造したら
	(個人) 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金 (又は併科) (法人) 3 億円以下の罰金
法第 144 の 33	不正軽油の原材料等を提供したら
	(個人) 7 年以下の懲役若しくは 700 万円以下の罰金 (又は併科) (法人) 2 億円以下の罰金
法第 144 の 33	不正軽油を運搬、購入、販売等したら
	(個人) 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金 (又は併科) (法人) 1 億円以下の罰金
法第 144 の 41	軽油引取税を脱税したら
	10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金 (又は併科) (脱税額が 1,000 万円を超える場合は、脱税額相当以下の罰金)
法第 144 の 41	申告書を提出しないことにより、軽油引取税を脱税したら
	5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金 (又は併科) (脱税額が 500 万円を超える場合は、脱税額相当以下の罰金)

自動車税（環境性能割）

自動車の取得に対して税を課するものです。

納める人（法第146条、147条）

自動車を取得し、県内に定置場を定めた人（割賦販売のものについては買主）です。

◇非課税（法第150条）

- ① 相続により自動車を取得した場合
- ② 法人の合併又は分割により自動車を取得した場合
- ③ 所有権留保付売買に係る自動車の所有権が、割賦払いの完了などにより、買主に移転された場合など

◇免税点（法第158条）

通常の取得価額が50万円以下である場合には課税されません。

納める額

◇税率（法第149条、法第157条）

【乗用車】～R5.12.31

燃費基準達成度等		自家用	営業用	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税	
クリーンディーゼル車 LPG車・ハイブリッド車・ガソリン車	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成車	1.0%	非課税	
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準75%達成車			
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準65%達成車	2.0%		0.5%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成車			1.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%	

【乗用車】R6.1.1～R7.3.31

燃費基準達成度等		自家用	営業用	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税	
クリーンディーゼル車 LPG車・ハイブリッド車・ガソリン車	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準85%達成車	1.0%	非課税	
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準80%達成車			
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準70%達成車	2.0%		0.5%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成車			3.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%	

◇税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{自動車の取得価額} \\ \text{(課税標準額)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

◇取得価額の決定（法第156条）

自動車の取得のために通常要する価額で、自動車に付加して一体となっている物（エアコン・カーナビなど）の価額も含まれます。

無償による自動車の取得、親族その他特殊関係のある者から著しく低い価額で取引した場合であっても、通常の取得価額になります。

納める方法（法第160条）

運輸支局で新規登録、移転登録、変更登録等を行うときに、併せて自動車税（環境性能割・種別割）の申告書を提出し、税を納付します。

市町への交付金（法第177条の6）

県に納められた自動車税の環境性能割額のうち徴税费（税込の5%）を除いた額の43%に相当する額は、市道・町道の延長及び面積に按分して、各市町に交付されます。

自動車税（環境性能割）の税率区分（詳細）

自動車税（環境性能割）の税率は、自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりです。

【乗用車】 R5 年度中に税率区分の変更があるため、コード番号が重複する箇所があります。

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	01 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 85%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	02 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	非課税 (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	03 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	0.5% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	04 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	3.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	1.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	05 01~04 に該当しないもの	3.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	2.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	06 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 75%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	非課税 (R4. 1. 1~R5. 12. 31)
	07 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 65%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	0.5% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)
	08 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	1.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)
	09 01、06~08 に該当しないもの	3.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	2.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)
LPG車	06 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 85%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	非課税 (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	非課税 (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	07 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	非課税 (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	08 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	0.5% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	09 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	3.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	1.0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	10 06~09 に該当しないもの	3.0% (R6. 1. 1~)	2.0% (R6. 1. 1~)
	10 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 85%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	非課税 (~R5. 12. 31)	非課税 (~R5. 12. 31)
	15 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 75%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	非課税 (R4. 1. 1~R5. 12. 31)
	16 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 65%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	0.5% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)
	17 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	1.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)
18 10、15~17 に該当しないもの	3.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	2.0% (R4. 1. 1~R5. 12. 31)	

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	11 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R6.1.1~R7.3.31)	非課税 (R6.1.1~R7.3.31)
	12 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0% (R6.1.1~R7.3.31)	非課税 (R6.1.1~R7.3.31)
	13 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0% (R6.1.1~R7.3.31)	0.5% (R6.1.1~R7.3.31)
	14 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	3.0% (R6.1.1~R7.3.31)	1.0% (R6.1.1~R7.3.31)
	15 11~14に該当しないもの	3.0% (R6.1.1~R7.3.31)	2.0% (R6.1.1~R7.3.31)
	19 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税 (~R5.12.31)	非課税 (~R5.12.31)
	20 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R5.12.31)	非課税 (R3.4.1~R5.12.31)
	21 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R5.12.31)	非課税 (R3.4.1~R5.12.31)
	22 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税 (R3.4.1~R5.12.31)	非課税 (R3.4.1~R5.12.31)
	24 平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合かつ19~22に該当しないもの	3.0% (R4.1.1~R5.12.31)	2.0% (R4.1.1~R5.12.31)
	26 19~24に該当しないもの	3.0% (R4.1.1~R5.12.31)	2.0% (R4.1.1~R5.12.31)

【2.5t以下のトラック】 R6.1.1~R7.3.31

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	16 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	17 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	18 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%
	19 16~18に該当しないもの	3.0%	2.0%

【3.5t以下のバス】 R6.1.1~R7.3.31

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	20 ☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	21 ☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	22 ☆☆☆かつ令和2年度燃費基準110%達成車	非課税	非課税
	23 ☆☆☆かつ令和2年度燃費基準105%達成車	1.0%	0.5%
	24 ☆☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
ディーゼル車	25 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和2年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	26 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	27 平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準110%達成車	非課税	非課税

	28 平成 21 年排出ガス基準適合かつ令和 2 年度燃費基準 105%達成車	1.0%	0.5%
	29 平成 21 年排出ガス基準適合かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
	30 20~29 に該当しないもの	3.0%	2.0%

【2.5t 以下のバス・トラック】 ~R5.12.31

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	27 ☆☆☆☆かつ令和 2 年度燃費基準+5%達成車（バスに限る）	非課税	非課税
	28 ☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+25%達成車（トラックに限る）	非課税	非課税
	29 ☆☆☆☆かつ令和 2 年度燃費基準達成車（バスに限る）	1.0%	0.5%
	30 ☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車（トラックに限る）	1.0%	0.5%
	31 ☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	2.0%	1.0%
	32 27~31 に該当しないもの	3.0%	2.0%

【2.5t 超 3.5t 以下のトラック】 R6.1.1~R7.3.31

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	31 ☆☆☆☆かつ令和 4 年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	32 ☆☆☆☆かつ令和 4 年度燃費基準 95%達成車	1.0%	0.5%
	33 ☆☆☆かつ令和 4 年度燃費基準 105%達成車	非課税	非課税
	34 ☆☆☆かつ令和 4 年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	35 ☆☆☆かつ令和 4 年度燃費基準 95%達成車	2.0%	1.0%
ディーゼル車	36 平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ令和 4 年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	37 平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ令和 4 年度燃費基準 95%達成車	1.0%	0.5%
	38 平成 21 年排出ガス基準適合かつ令和 4 年度燃費基準 105%達成車	非課税	非課税
	39 平成 21 年排出ガス基準適合かつ令和 4 年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	40 平成 21 年排出ガス基準適合かつ令和 4 年度燃費基準 95%達成車	2.0%	1.0%
	41 31~40 に該当しないもの	3.0%	2.0%

【2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック】 ~R5.12.31

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	33 ☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	34 ☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	35 ☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
	36 ☆☆☆かつ令和 2 年度燃費基準達成車（バスに限る）	非課税	非課税
	37 ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車（トラックに限る）	非課税	非課税
	38 ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%

39 ☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
-----------------------------	------	------

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	40 平成 30 年排ガス基準適合又は平成 21 年排ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	41 平成 30 年排ガス基準適合又は平成 21 年排ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	42 平成 30 年排ガス基準適合又は平成 21 年排ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
	43 平成 21 年排ガス基準適合かつ令和 2 年度燃費基準達成車（バスに限る）	非課税	非課税
	44 平成 21 年排ガス基準適合かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車（トラックに限る）	非課税	非課税
	45 平成 21 年排ガス基準適合かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%
	46 平成 21 年排ガス基準適合かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
47 33~46 に該当しないもの		3.0%	2.0%

【3.5t 超のバス】 R6. 1. 1~R7. 3. 31

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	42 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	43 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	44 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
	45 42~44 に該当しないもの	3.0%	2.0%

【3.5t 超のトラック】 R6. 1. 1~R7. 3. 31

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	46 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車	非課税	非課税
	47 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
	48 平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成車	2.0%	1.0%
	49 46~48 に該当しないもの	3.0%	2.0%

【3.5t 超のバス・トラック】 ~R5. 12. 31

対象車両		自家用	営業用
ディーゼル車	48 平成 28 年排ガス基準適合又は平成 21 年排ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
	49 平成 28 年排ガス基準適合又は平成 21 年排ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%達成車	1.0%	0.5%
	50 平成 28 年排ガス基準適合又は平成 21 年排ガス基準 10%低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
	51 48~50 に該当しないもの	3.0%	2.0%

【その他の自動車】

対象車両	自家用	営業用
50 電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準10%低減）	非課税 (R6.1.1～R7.3.31)	非課税 (R6.1.1～R7.3.31)
51 プラグインハイブリッド自動車	非課税 (R6.1.1～R7.3.31)	非課税 (R6.1.1～R7.3.31)
52 01～51に該当しないもの	3.0%	2.0%
52 電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準10%低減）	非課税 (～R5.12.31)	非課税 (～R5.12.31)
53 プラグインハイブリッド自動車	非課税 (～R5.12.31)	非課税 (～R5.12.31)
55 01～26、52、53に該当しない乗用車	3.0% (R4.1.1～R5.12.31)	2.0% (R4.1.1～R5.12.31)
56 01～55に該当しないもの	3.0%	2.0%

バリアフリー・ASV（先進安全自動車）特例

初回新規登録を受ける場合にのみ、下表のとおり特例の適用を受けられます。

対象車両		新車	中古車
01 ノンステップバス		取得価額から1,000万円控除 (～R7.3.31)	控除なし
02 リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）		取得価額から800万円控除 (～R7.3.31)	
03 リフト付きバス（乗車定員30人以上）		取得価額から650万円控除 (～R7.3.31)	
04 リフト付きバス（乗車定員30人未満）		取得価額から200万円控除 (～R7.3.31)	
05 ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から100万円控除 (～R7.3.31)	
ASV	06 側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両（車両総重量8t超のトラック（被けん引車を除く））	取得価額から350万円控除 (～R6.4.30)	
	07 側方衝突警報装置搭載車両（8t超トラック（被けん引車を除く。））	取得価額から175万円控除 (～R6.4.30)	
	08 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両（バス等）	取得価額から175万円控除 (～R7.3.31)	
	09 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両（3.5t超トラック（被けん引車を除く。））	取得価額から175万円控除 (～R7.3.31)	

※ ☆☆☆：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車

☆☆☆：平成30年排出ガス基準25%低減または平成17年排出ガス基準50%低減達成車

自動車税（種別割）

自動車という財産の所有に対して税を課するものです。

納める人（法第146条、147条）

県内に主たる定置場がある自動車（二輪の小型自動車・軽自動車・大型及び小型特殊自動車を除いたもの）の所有者です。

ただし、自動車の売買契約において売主がその所有権を留保している場合には、買主を当該自動車の所有者とみなされ、買主に課されます。

納める額（法第177条の7、法附則第12条の4第1項、 条例第88条、条例附則第43項）

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税率が定められています。税率は次表のとおりです。

ただし、グリーン化適合車の場合は異なります。

◇月割の納税（法第177条の10）

新規登録したとき

4月1日以降に新規登録したときは、その翌月分以降が月割で課税されます。

月割課税の場合の税額は、次のようにして計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{課税月数（登録月の翌月から3月までの月数）}}{12} = \text{税額（100円未満の徴収金額は切り捨てます。）}$$

抹消登録したとき

4月1日以降に抹消登録したときは、その月分まで課税され、その翌月分以降は、月割で減額されます。

所有権移転

4月1日以降に移転登録があった場合は、旧所有者が法律上その年度中の税を納める義務を負い、新所有者は、翌年度から課税されます。したがって、月割課税はしません。

（旧所有者が非課税対象者であった場合等を除きます。）

◇納める方法及び納期

普通徴収 納税通知書に定める日（毎年の定期課税の場合は、通常5月31日）

証紙徴収 申告時（新規の登録の時に証紙で納めます。ただし、OSSによりオンラインで各種行政手続（検査登録、保管場所証明、自動車税の納付）を行う場合は電子納付の方法によります。）

◇注意しましょう

自動車の廃車、他人への譲渡、自動車名義人の住所の変更等が生じた場合には、運輸支局でその旨を登録するとともに、自動車税の申告書を提出しなければなりません。これらの手続きを怠ると、トラブルの原因になります（変更前の名義人にいつまでも課税されたり、住変更前の住所に納税通知書が送られたりするなど）。

◇ 税率表

車種別				自家用	営業用
乗 用 車	総排気量	1.0ℓ以下		25,000 (29,500)	7,500
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下		30,500 (34,500)	8,500
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下		36,000 (39,500)	9,500
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下		43,500 (45,000)	13,800
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下		50,000 (51,000)	15,700
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下		57,000 (58,000)	17,900
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下		65,500 (66,500)	20,500
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下		75,500 (76,500)	23,600
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下		87,000 (88,000)	27,200
		6.0ℓ超		110,000(111,000)	40,700
ロータリー エンジン	0.491×2		30,500 (34,500)	8,500	
	0.573、0.654、0.655×2		36,000 (39,500)	9,500	
	0.65×3		50,000 (51,000)	15,700	
電気				25,000 (29,500)	7,500
貨 物 車	ト ラ ック	最大積 載量	1t以下	8,000	6,500
			1t超 2t以下	11,500	9,000
			2t超 3t以下	16,000	12,000
			3t超 4t以下	20,500	15,000
			4t超 5t以下	25,500	18,500
			5t超 6t以下	30,000	22,000
			6t超 7t以下	35,000	25,500
			7t超 8t以下	40,500	29,500
			8t超 9t以下	46,800	34,200
			9t超 10t以下	53,100	38,900
			10t超 11t以下	59,400	43,600
			11t超 12t以下	65,700	48,300
			12t超 13t以下	72,000	53,000
			13t超 14t以下	78,300	57,700
			14t超 15t以下	84,600	62,400
	15t超 16t以下	90,900	67,100		
16t超(1tまで毎の加算額)			6,300	4,700	
けん引車		小型	10,200	7,500	
		普通	20,600	15,100	
被 けん 引 車	小型		5,300	3,900	
	最大積載量	8t以下	10,200	7,500	
		8t超 9t以下	15,300	11,300	
		9t超 10t以下	20,400	15,100	
		10t超 11t以下	25,500	18,900	
		11t超 12t以下	30,600	22,700	
		12t超 13t以下	35,700	26,500	
		13t超 14t以下	40,800	30,300	
		14t超 15t以下	45,900	34,100	
		15t超 16t以下	51,000	37,900	
16t超(1tまで毎の加算額)			5,100	3,800	
貨 客 兼 用 車	最大積載量1t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200	10,200
			1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
			1.5ℓ超	16,000	12,800
	電気		13,200	10,200	
	1t超 2t以下	総排気量	1.0ℓ以下	16,700	12,700
1.0ℓ超 1.5ℓ以下			17,800	13,700	
		1.5ℓ超	19,500	15,300	

車種別				自家用	営業用	
パ ス	一 般 乗 合 用 ・ 学 校 用	乗 車 定 員	30人以下	12,000	12,000	
			30人超 40人以下	14,500	14,500	
			40人超 50人以下	17,500	17,500	
			50人超 60人以下	20,000	20,000	
	60人超 70人以下	22,500	22,500			
	70人超 80人以下	25,500	25,500			
	80人超	29,000	29,000			
	そ の 他	乗 車 定 員	30人以下	33,000	26,500	
30人超 40人以下			41,000	32,000		
40人超 50人以下			49,000	38,000		
50人超 60人以下			57,000	44,000		
60人超 70人以下	65,500	50,500				
70人超 80人以下	74,000	57,000				
80人超	83,000	64,000				
三輪の小型自動車				6,000	4,500	
ト ラ ック	ト ラ ック	車 両 重 量	5t以下	8,000	6,500	
			5t超 7t以下	11,500	9,000	
			7t超 9t以下	16,000	12,000	
			9t超 11t以下	20,500	15,000	
	11t超	25,500	18,500			
	貨 客 兼 用 車	車 両 重 量 5t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200	10,200
				1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
			1.5ℓ超	16,000	12,800	
			電気		13,200	10,200
			5t超 7t以下	総排気量	1.5ℓ超	19,500
7t超 9t以下			1.5ℓ超		24,000	18,300
9t超 11t以下	1.5ℓ超	28,500	21,300			
11t超	1.5ℓ超	33,500	24,800			
キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量		1.0ℓ以下	20,000 (23,600)		
			1.0ℓ超 1.5ℓ以下	24,400 (27,600)		
			1.5ℓ超 2.0ℓ以下	28,800 (31,600)		
			2.0ℓ超 2.5ℓ以下	34,800 (36,000)		
			2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,000 (40,800)		
			3.0ℓ超 3.5ℓ以下	45,600 (46,400)		
			3.5ℓ超 4.0ℓ以下	52,400 (53,200)		
			4.0ℓ超 4.5ℓ以下	60,400 (61,200)		
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下	69,600 (70,400)			
		6.0ℓ超	88,000 (88,800)			

(注1) 自家用乗用車及びキャンピング車の()内は、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものの税率

(注2) 特種用途車(トラックに準ずるもの(けん引車、被けん引車を除く。))で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。)の年税額は、主たる構造区分により得た額

納税確認の電子化

運輸支局のシステムで自動車税の納税を確認できるため、自動車の継続検査又は構造等変更検査を受ける場合において、納税証明書の提示は、不要です。

ただし、納付後すぐに上記検査を受ける場合に、納税証明書の提示が必要となる場合があります。

自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査用・構造等変更検査用)	
登録番号	香川 500 あ 0000
車台番号	AA00-00000000

滞納がないことを証明します。

有効期限	令和 6 年 5 月 30 日
------	-----------------

領収日付印のないもの、登録番号欄・香川県県税事務所長印・有効期限欄が消してあるものは無効です。

領収日付印

右の領収年月日が令和 年 月 日を過ぎているものは、無効です。

(納税者保管) KVI R1

自動車税（種別割）のグリーン化

環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を加重（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）を、平成14年度から実施しています。

当該特例措置は、令和5年度税制改正において見直しが行われ、軽課については令和5年度から令和7年度までに（営業車については、50%軽減対象車は令和6年度までに）初回新規登録したものの翌年度の税額を軽減します。重課についても継続しています。

1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

以下の自動車は、初回新規登録の翌年度に限り税率が軽減されます。

対象車：令和5年度～令和7年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：令和6年度～令和8年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排ガス基準からNOx10%以上低減） 	標準税率より 概ね 75%軽減

営業用乗用車については、下記の自動車も対象となります。

対象車：（75%軽減車）令和5年度～令和7年度に初回新規登録された自動車

（50%軽減車）令和5年度～令和6年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：（75%軽減車）令和6年度～令和8年度（**取得の翌年度のみ**）

（50%軽減車）令和6年度～令和7年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車		特例措置
ガソリン車 LPG車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準
	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車
ディーゼル車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準
	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車
		令和12年度燃費基準70%達成車 令和2年度燃費基準達成車

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いになります。

2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

初回新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車は、税率が加重されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外です。

区分	初回新規登録の時期	税率が加重される年度	特例措置
ディーゼル車	平成24年3月31日まで	令和5年度以降	標準税率より 概ね15%加重 <u>(注)</u>
	平成25年3月31日まで	令和6年度以降	
	平成26年3月31日まで	令和7年度以降	
ガソリン車 LPG車	平成22年3月31日まで	令和5年度以降	標準税率より 概ね15%加重 <u>(注)</u>
	平成23年3月31日まで	令和6年度以降	
	平成24年3月31日まで	令和7年度以降	

(注) バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、令和5年度以降も、税率を「標準税率より概ね10%加重」に据え置きます

軽自動車税（環境性能割）（市町税）

軽自動車の取得に対して税を課するものです。

納める人（法第443条、444条）

軽自動車を取得し、県内に定置場を定めた人（割賦販売のものについては買主）です。

◇非課税（法第447条）

- ① 相続により軽自動車を取得した場合
- ② 法人の合併又は分割により軽自動車を取得した場合
- ③ 所有権留保付売買に係る軽自動車の所有権が、割賦払いの完了などにより、買主に移転された場合など

◇免税点（法第452条）

通常の取得価額が50万円以下である場合には課税されません。

納める額

◇税率（法第446条、法第451条）

【乗用車】～R5.12.31

燃費基準達成度等		自家用	営業用
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの		非課税	非課税
ガソリン車	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準75%達成車		
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%

【乗用車】R6.1.1～R7.3.31

燃費基準達成度等		自家用	営業用
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの		非課税	非課税
ガソリン車	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準80%達成車		
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準70%達成車	1.0%	0.5%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成車	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%

◇税額の計算方法

$$\boxed{\text{軽自動車の取得価額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

(課税標準額)

◇取得価額の決定（法第 450 条）

軽自動車の取得のために通常要する価額で、自動車に付加して一体となっている物（エアコン・カーナビなど）の価額も含まれます。

無償による軽自動車の取得、親族その他特殊関係のある者から著しく低い価額で取引した場合であっても、通常の取得価額になります。

納める方法（法第 453 条）

軽自動車検査協会では新規検査又は使用の届出を行うときに、併せて軽自動車税（環境性能割）の申告書を提出し、税を納付します。

賦課徴収の特例（法附則第 29 条の 9）

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、定置場所在の県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行い、全額を市町へ払い込みます。

軽自動車税（環境性能割）の税率区分（詳細）

軽自動車税（環境性能割）の税率は、軽自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりです。

【乗用車】 R5 年度中に税率区分の変更があるため、コード番号が重複する箇所があります。

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	01 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	非課税 (R6. 1. 1~)	非課税 (R6. 1. 1~)
	01 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 75%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	非課税 (~R5. 12. 31)	非課税 (~R5. 12. 31)
	02 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1. 0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	0. 5% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	03 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2. 0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	1. 0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	04 01~03 に該当しないもの	2. 0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)	1. 0% (R6. 1. 1~R7. 3. 31)
	05 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1. 0% (~R5. 12. 31)	0. 5% (~R5. 12. 31)
	06 ☆☆☆☆かつ令和 12 年度燃費基準 55%達成車	2. 0% (~R5. 12. 31)	1. 0% (~R5. 12. 31)
	07 01、05 及び 06 に該当しないもの	2. 0% (~R5. 12. 31)	2. 0% (~R5. 12. 31)

【2.5t以下のトラック】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	05 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準105%達成車	非課税 (R6.1.1~R7.3.31)	非課税 (R6.1.1~R7.3.31)
	06 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0% (R6.1.1~R7.3.31)	0.5% (R6.1.1~R7.3.31)
	07 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0% (R6.1.1~R7.3.31)	1.0% (R6.1.1~R7.3.31)
	08 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税 (~R5.12.31)	非課税 (~R5.12.31)
	09 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車	1.0% (~R5.12.31)	0.5% (~R5.12.31)
	10 ☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	2.0% (~R5.12.31)	1.0% (~R5.12.31)
08 05~07に該当しないもの		2.0% (R6.1.1~R7.3.31)	2.0% (R6.1.1~R7.3.31)
11 08~10に該当しないもの		2.0% (~R5.12.31)	2.0% (~R5.12.31)

【その他の軽自動車】

対象車両		自家用	営業用
09 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）		非課税 (R6.1.1~R7.3.31)	非課税 (R6.1.1~R7.3.31)
12 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）		非課税 (~R5.12.31)	非課税 (~R5.12.31)
10 01~09に該当しないもの		2.0% (R6.1.1~R7.3.31)	2.0% (R6.1.1~R7.3.31)
13 01~12に該当しないもの		2.0% (~R5.12.31)	2.0% (~R5.12.31)

※ ☆☆☆☆：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車

☆☆☆：平成30年排出ガス基準25%低減または平成17年排出ガス基準50%低減達成車

鉱 区 税

鉱区税は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられていることに対する負担として課される税です。

納める人 (法第 178 条)

県内に鉱区を持っている鉱業権者です。

納める額 (法第 180 条)

砂鉱を目的としない鉱区 { 試掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 200 円
採掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 400 円
ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは上記税率の 3 分の 2

砂鉱を目的とする鉱区……面積 100 アールごとに年額 200 円

賦課期日は 4 月 1 日です。鉱業権の設定又は消滅があったときは月割計算します。

納める方法 (法第 182 条、184 条、条例第 93 条)

県税事務所が送付する納税通知書により納付します。

納期は 5 月 15 日から 5 月 31 日までです。

- 砂鉱とは 砂金、砂鉄、砂すずなどの金属鉱のことです。
- 試掘鉱区とは 実際に採掘する前に鉱物があるかないか、採算がとれるかどうかをみるために採掘を行う鉱区のことです。

狩 猟 税

狩猟税は、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられる目的税です。

納める人 (法第 700 条の 51)

県内で狩猟者登録を受ける人です。

納める額 (法第 700 条の 52、法附則第 32 条、法附則第 32 条の 2)

区 分		通常の税率	許可捕獲者に 係る特例税率 (~R6.3.31)
第 1 種銃猟免許 (空気銃 以外の銃器) に係る 狩猟者登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくて よい人 ※農業・水産業又は林業に従事して いない人で、控除対象配偶者又は 扶養親族に該当する人は除く。	11,000 円	5,500 円
	上記以外の人	16,500 円	8,200 円
網猟免許または わな猟免許に係る 狩猟者登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくて よい人 ※農業・水産業又は林業に従事して いない人で、控除対象配偶者又は 扶養親族に該当する人は除く。	5,500 円	2,700 円
	上記以外の人	8,200 円	4,100 円
第 2 種銃猟免許 (空気銃) に係る狩猟者登録を受ける人		5,500 円	2,700 円

◇軽減措置 (令和 6 年 3 月 31 日までに限る)

次の狩猟者登録には、狩猟税が課されません。

- ・対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者登録
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者登録

次の狩猟者登録には、2 分の 1 の特例税率が適用されます (表の「許可捕獲者に係る特例税率」)。

- ・鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲者が受ける狩猟者登録
- ・上記許可捕獲者の従事者が受ける狩猟者登録

納める方法 (条例第 117 条、120 条)

狩猟者登録を受ける際に、狩猟税申告書に税額相当の証紙を貼って納付します。現金で納付することもできます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人 (農業・水産業又は林業に従事していない人で、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する人は除く。) は、住所地の市町長から県民税の税額についての証明を受けて提出してください。

延滞金

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

【 延滞金の計算方法 】

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年^{うるし}の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税額的全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和 3 年 1 月 1 日以後の特例 ※延滞金特例基準割合が年 7.3% の割合に満たない場合に適用
納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (日数 A)	年 7.3%	延滞金特例基準割合 + 年 1% (上限年 7.3%)
納期限の翌日から 1 月を経過した日以後の期間 (日数 B)	年 14.6%	延滞金特例基準割合 + 年 7.3% (上限年 14.6%)

※延滞金特例基準割合

租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第 65 条及び 72 条の 45 の 2）、

平成 25 年 12 月 31 日以前の期間にかかる延滞金並びに平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

【 令和 5 年の延滞金を計算してみよう！ 】

- **延滞金特例基準割合 = 1.4 %** （平均貸付割合 0.4% + 1%）

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数A} \times 2.4\%}{365 \text{ 日}} + \frac{\text{税額} \times \text{日数B} \times 8.7\%}{365 \text{ 日}}$$

加 算 金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税（地方法人特別税・特別法人事業税）・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。

<p>過少申告加算金</p>	<p>期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額であったため、後日、増額の修正申告をした場合や、県から増額更正を受けた場合にかかります。</p> <p style="text-align: center;">不足税額 × 10% …… A</p> <p>ただし、不足税額が ①期限内申告税額 ②50万円 のいずれか多い税額 を超える場合には、その<u>超えた税額 × 5%</u> が上記 A に加算されます。</p>
<p>不申告加算金</p>	<p>期限内に申告書を提出しなかった場合にかかります。</p> <p style="text-align: center;">① 納付すべき税額のうち 50万円以内の部分 × 15% ② " 50万円を超える部分 × 20%</p> <p>ただし、 県の調査による更正・決定があることを予知しないで期限後に申告した場合</p> <p style="text-align: center;">③ 納付すべき税額 × 5%</p> <p style="text-align: center;">（なお、法定納期限から1月以内に申告書が提出され、かつ納付すべき税額が法定納期限内に納付されている等、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合は、不申告加算金はかかりません。）</p>
<p>重加算金</p>	<p>二重帳簿を作るなどして、故意に税を免れようとした場合にかかります。 この場合には、過少申告加算金、不申告加算金はありません。</p> <p style="text-align: center;">①期限内に申告書を提出しているとき …… 免れようとした税額 × 35% ②期限内に申告書を提出していないとき …… 納める税額 × 40%</p>

※1 なお、過去5年以内に、不申告加算金 または 重加算金を課された者が、再び、不申告加算金 または 重加算金 を課されることになった場合には、上表中の割合に10%加重します。（平成29年1月1日施行）

※2 過少申告加算金 及び 更正予知前等に適用される不申告加算金については、※1の対象外です。

その他の特例等について

徴収猶予 (法第 15 条)

次の場合には、徴収が猶予されることがあります。

1. 財産が震災、風水害、火災等の災害又は盗難にあったとき。
2. 本人や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき。
3. 事業を休業・廃業したとき。
4. 事業上著しい損失を受けたとき。

猶予される期間は、1 年以内ですが、事情により 2 年まで延長することができます。

申請による換価の猶予 (法第 15 条の 6)

県税を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあり、県税の納付について誠実な意思があると認められる方が、その県税の納期限から 6 か月以内に、県税事務所に申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。猶予される期間は 1 年以内ですが、事情により 2 年まで延長することができます。※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

期限の延長 (法第 20 条の 5 の 2、条例第 26 条)

災害等により、期限までに申告や納税などができない場合には、2 月以内で納期限が延長されます。

減 免

次に掲げる場合で、知事が必要と認めるときには、税が減免されます。

◇個人県民税 (法第 45 条)

個人の市民税・町民税が減免された場合

◇法人県民税 (法第 61 条、条例第 40 条)

1. 次に掲げる法人のうち、収益事業を行わないもの
公共法人※、公益社団法人、公益財団法人、管理組合法人※、団地管理組合法人※、認可地縁団体、特定非営利活動法人 (NPO 法人) (※) 減免の対象外となる法人があります。
2. 収益事業を行っている特定非営利活動法人 (NPO 法人) の、法人設立 3 年以内に終了する事業年度が赤字の場合

◇個人事業税 (法第 72 条の 62、条例第 44 条の 2)

1. 災害により甚大な被害を受けた場合
2. 生活困窮のため公私の扶助を受けている場合

◇不動産取得税（法第73条の31、条例第53条）

1. 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合
2. 取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合
3. 特定非営利活動法人（NPO 法人）が、特定非営利活動に係る事業の用に専ら供する不動産を、法人設立後1年以内に無償で譲渡を受けた場合
4. 自治会集会場（公民館）の用に供する不動産を取得した場合
5. 土地区画整理事業の施行に伴い代替家屋を取得した場合 など

◇自動車税環境性能割（法第167条、条例第86条の9）

1. 取得した自動車はその取得の日から一月以内に災害により滅失し、又は損壊した場合
2. 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を当該災害のやんだ日から6月以内に取得した場合
3. 身体障害者が歩行困難なため所有し、自ら運転するため取得した場合
4. 身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のために生計を一にする者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が取得する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の取得でも可）
5. 身体障害者等世帯の身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のためにこれらの人を常時介護する者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が取得する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の取得でも可）
6. 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合
7. 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車のうち、営業用のものを取得した場合
8. 特定非営利活動法人（NPO 法人）が、法人設立後1年以内に無償で自動車の譲渡を受けた場合

◇自動車税種別割（法第177条の17、条例第91条～91条の5）

1. 災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
2. 身体障害者が歩行困難なため所有し、自ら運転する場合
3. 身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のために生計を一にする者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可）
4. 身体障害者等世帯の身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のためにこれらの人を常時介護する者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する場合（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可）
5. 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であって、身体障害者等の利用に供されている自動車を所有する場合
6. 生活路線を運行する一般乗合用バスを所有する場合
7. 中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車を所有する場合

課税免除

公益上その他の事由により、知事が課税を不相当と認める場合には、税が免除されます。

◇自動車税種別割（法第6条、条例第11条ほか）

次に掲げる自動車は、申請により自動車税種別割の課税が免除されます。

※課税免除の種類によっては、申請者（施設）ごとに課税免除できる自動車の台数が制限される場合があります。詳細につきましては、県税事務所に御確認ください。

1. 公的団体が巡回検診のために使用するレントゲン車、ガン検診車等
2. 社会福祉施設等利用者の通所用自動車
3. 幼稚園又は幼保連携型認定こども園が園児の送迎に使用する自動車 など

徴収猶予・換価の猶予・減免などの手続

徴収猶予・申請による換価の猶予・減免・課税免除などを受けようとする方は、徴収猶予申請書や換価猶予申請書、減免申請書、課税免除申請書を県税事務所に提出してください。

なお、申請の際には、徴収猶予・減免などを受ける理由により所定の書類の添付が必要です。

また、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者の自動車税・軽自動車税環境性能割の減免の申請の際には、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない場合は、戦傷病者手帳でも可）、又は精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証若しくは療育手帳と自動車検査証・運転免許証の提示も必要となります。

県税に対する不服の申立

県税の賦課、徴収の処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、滞納処分等に関しては、審査請求ができる期間等について制限がありますから御注意ください。

東日本大震災により被害を受けた場合の特例措置

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けられた方については、滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合の不動産取得税について、軽減措置等を受けることができます。詳しくは、香川県県税事務所又は香川県税務課にお問い合わせください。

また、国税についても、所得税の軽減・免除などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

県税関係書類における押印の見直しについて

県民、事業者からの県税関係の申告、届出等の手続について、一部の手続を除き、令和3年4月から押印を不要とする見直しを行いました。

押印不要とする対象：県民、事業者からの申告・届出等の手続

※委任状、口座振替依頼書など印鑑の照合を行う必要があるものを除きます。

なお、当面、押印欄のある申請書等も使用可能です。

また、押印しないことを強制するものではないため、押印されていても従前どおり受け付けます。

税の申告と納税の期限

納税カレンダー

4月	地方税：固定資産税（都市計画税）の第1期分
5月	国 税：個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告・納付 地方税：自動車税種別割 31日 鉱区税 31日 軽自動車税種別割
6月	地方税：個人県民税及び市町村民税の第1期分
7月	国 税：所得税の予定納税額の第1期分 地方税：固定資産税（都市計画税）の第2期分
8月	国 税：個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告・納付 地方税：個人事業税第1期分 31日 個人県民税及び市町村民税の第2期分
9月	
10月	地方税：個人県民税及び市町村民税の第3期分
11月	国 税：所得税の予定納税額の第2期分 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告・納付 地方税：個人事業税第2期分 30日
12月	国 税：給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき） 地方税：固定資産税（都市計画税）の第3期
1月	地方税：個人県民税及び市町村民税の第4期
2月	地方税：固定資産税（都市計画税）の第4期
3月	国 税：所得税の確定申告・納付 15日 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告・納付 地方税：個人の住民税・事業税申告 15日

※直前の課税期間の消費税の年税額が4,800万円を超える事業者は、確定申告月以外に、毎月、中間申告・納付が必要です。

※市町村民税、個人県民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の納期限は市町によって異なる場合があります。

※このほかの県税の納期は次のようになっています。

☆法人県民税・法人事業税（確定申告）・・・事業年度終了の日から2か月以内

☆個人県民税（給与特別徴収分）・県民税利子割・県民税配当割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・・・原則として毎月（個人県民税（年金特別徴収分）は、年金支給月）

☆県民税株式等譲渡所得割・・・原則として毎年1月

☆不動産取得税・・・随時

☆狩猟税・・・狩猟者登録の都度

県税を納める場所

県税は次の金融機関等で納めることができます。

なお、納めるときは納付書が必要ですので、紛失等によりお手元がない場合はお問合せください。

お問合せ先：香川県県税事務所 総務課（管理担当） TEL 087 - 806 - 0304・0305・0306

区 分	名 称	取 扱 店 舗	
指定金融機関	百十四銀行（本店・支店・出張所）	国内全ての店舗	
指定代理金融機関 （業務代理機関を含む）	香川銀行（本店・県内の支店・出張所） 香川県信用農協連、香川県農協	香川県内の全ての店舗	
収納代理金融機関	みずほ銀行	国内全ての店舗 （みずほ銀行は代理店を除く）	
	普通銀行等	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、 中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、 徳島大正銀行、愛媛銀行、高知銀行 三菱UFJ信託銀行（口座振替のみ）	香川県内の全ての店舗
	信用金庫	高松信用金庫、観音寺信用金庫	香川県内の全ての店舗
	信用組合	香川県信用組合	香川県内の全ての店舗
	その他	四国労働金庫、西日本信用漁協連	香川県内の全ての店舗
郵便局	ゆうちょ銀行・郵便局	四国内の店舗・郵便局	
県の事務所	県税事務所（高松市松島町） （注）県税事務所自動車税課（高松市鬼無町）、 各県民センター、中讃税務窓口センター では納付できません。		

◆ e L-QR（地方税統一QRコード）を利用した納付

e L-QRが印刷されている納付書は、上表に記載のある金融機関のほか、e L-QRに対応する全国の金融機関でも納付できます。対応する金融機関については、地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）でご確認ください

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
地方税の納付書で使用するQRコードは「eL-QR」といいます。

◆ Pay-easy（ペイジー）納付

Pay-easy マークが印刷されている納付書は、上表に記載のある金融機関、PayPay 銀行及び楽天銀行のインターネットバンキング、Pay-easy に対応したATMで納付できます。

特に、インターネットバンキングをご利用いただければ、パソコン・スマートフォンから、24時間いつでも、どこでも納付できますので大変便利です。

また、全国のゆうちょ銀行・郵便局の窓口でも納付できます。

※三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行及び西日本信用漁協連については、インターネットバンキングは利用できません。

◆ コンビニ、MMK（マルチメディア対応の情報端末）設置店での納付

コンビニ収納用バーコードが印字されている納付書は、裏面に記載のあるコンビニ及びMMK設置店で納付できます。

※納付書に記載されている本税・延滞金等の合計額が30万円を超える場合は、コンビニ収納用バーコードが印字されず、コンビニ及びMMK設置店では納付できません。

県税の便利な納税方法

県では金融機関での納付以外に、以下の方法による納付がご利用できます。

※令和5年度から、地方税お支払サイトの納付方法の一つとしてクレジットカードでの納付ができるようになりました。

地方税お支払サイトを利用した納税

利用できる税目	自動車税（種別割）
利用可能な納付書	eL-QR（地方税統一QRコード）が印刷されている納付書
利用方法	地方税お支払サイト（ https://www.payment.eltax.lta.go.jp/ ）へアクセスしてください。 同サイトから、納付書に印刷された「eL-QR」を読み取り、以下の4つから決済手段を選んで納付してください。 <ul style="list-style-type: none">・クレジットカード・インターネットバンキング・口座振替（ダイレクト方式）・ページー番号を発行し当サイト以外（ATM等）で支払う
注意事項	<ul style="list-style-type: none">●それぞれの詳しい手続方法については、地方税お支払サイトでご確認ください。●クレジットカードを利用する場合は、別途手数料が必要です。●インターネットバンキングを利用する場合は、事前に金融機関において登録が必要です。●口座振替（ダイレクト方式）を利用する場合は、ログイン及び口座情報の登録が必要です。●納付方法を選択後に、通知を受け取るメールアドレスの設定が必要となります。●領収証書及び自動車税（種別割）の車検用納税証明書は発行されません。納付後すぐ（おおむね2週間以内）に納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。●納付手続きが完了した後は、取り消しができません。

スマートフォン決済アプリを利用した納税

ア プ リ 名	<p>○eL-QR 読み取り 対応するスマートフォン決済アプリについては、「地方税お支払サイト」をご確認ください。</p> <p>○バーコード読み取り PayPay（請求書払い）、LINE Pay（請求書支払い）、au PAY（請求書支払い）、d払い（請求書払い）、J-Coin Pay（請求書払い）</p>
利用できる税目	<p>○eL-QR 読み取り 自動車税（種別割）</p> <p>○バーコード読み取り 全税目</p>
利用可能な納付書	<p>○eL-QR 読み取り eL-QR が印刷されている納付書</p> <p>○バーコード読み取り コンビニ収納用のバーコードが印刷されている納付書</p>
利 用 方 法	<p>スマートフォンへアプリをダウンロードしてください。（初回のみ）</p> <p>アプリを起動し、納付書に印刷された「eL-QR」または「コンビニ収納用」欄のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、手続きを行ってください。</p>
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ●領収証書及び自動車税（種別割）の車検用納税証明書は発行されません。納付後すぐ（おおむね2週間以内）に納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。 ●バーコード読み取りの場合、税額が30万円を超える納付書はご利用できません。 ●利用できる決済手段はアプリによって異なりますので、詳しくは各アプリ事業者にご確認ください。 ●納付手続きが完了した後は、取り消しができません。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
地方税の納付書で使用するQRコードは「eL-QR」といいます。

ア プ リ 名	モバイルレジ
利用できる税目	全税目
利用可能な納付書	コンビニ収納用のバーコードが印刷されている納付書
利 用 方 法	スマートフォン等へ「モバイルレジ」アプリをダウンロードしてください。(初回のみ) モバイルレジアプリを起動し、納付書に印刷された「コンビニ収納用」欄のバーコードをスマートフォン等のカメラで読み取り、手続きを行ってください。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>金融機関とのインターネットバンキング契約が必要です。</u> ● 決済手数料はかかりません。(通信料は自己負担) ● 領収証書及び自動車税(種別割)の車検用納税証明書は発行されません。納付後すぐ(おおむね2週間以内)に納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。 ● 税額が30万円を超える納税通知書、納付書はご利用できません。 ● 支払金額に対し、登録したインターネットバンキング口座の残高が不足している場合は、支払は成立しません。 ● 納付手続きが完了した後は、取り消しができません。

詳細については、株式会社NTTデータの「モバイルレジホームページ」<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>をご覧ください。

Pay-easy(ペイジー)を利用した納税

利用できる税目	全税目
利用可能な納付書	ペイジーマーク  が記載されている納付書
利 用 方 法	ペイジーに対応している金融機関ATM又はインターネットバンキングにログインして手続きを行います。 納付書に記載されている番号(「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」)を入力して手続きを行ってください。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関ごとに操作方法(ATM、インターネットバンキング)は異なりますので、各金融機関へお問い合わせください。 ● 金融機関ATMを利用する場合は、現金またはキャッシュカードの準備が必要です。 ● インターネットバンキングを利用する場合は、事前に金融機関との利用契約が必要です。 ● 領収証書及び自動車税(種別割)の車検用納税証明書は発行されません。納付後すぐ(おおむね2週間以内)に納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。

コンビニエンスストア・MMKでの納税

利用できる税目	全税目	
利用可能な納付書	コンビニ収納用のバーコードが印刷されている納付書	
利用できる場所	コンビニエンスストア	MMK（マルチメディアキオスク）
	ローソン、ファミリーマート、セブン-イレブン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、タイエー、ハセガワストア、ハマナスクラブ	スーパーやドラッグストア等収納用バーコード読取端末が設置されている店舗で納付できます。店舗の詳細については、しんきん情報サービスの「MMK設置店リストホームページ」をご確認ください。

「MMK設置店ホームページ」 <https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/>

口座振替による納税

利用できる税目	個人事業税・自動車税（種別割）
利用方法	この制度を利用される方は、印鑑（通帳ご使用印）をご持参のうえ、口座振替をする口座のある金融機関（「県税を納める場所」に記載の金融機関で、郵便局・ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行を除く。）又は県税事務所にお申し込みください。 申込用紙は、県税事務所又は金融機関に用意しております。
口座振替日	各税目納期限
口座振替に関する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>口座振替の口座は、納税義務者本人名義の口座に限り</u>ます。 ● 申込時期によっては、翌課税年度からのご利用になります。
自動車税の口座振替に関する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 領収証書及び自動車税（種別割）の車検用納税証明書は発行されません。納期限日に振替られた税額については、振替指定口座の通帳への記入によりご確認をお願いします。 ● 自動車を複数台所有している場合、<u>すべての自動車について同一口座での口座振替の対象</u>となります。 ● 複数台の自動車税について口座振替を依頼された後に、そのうち1台についてのみ振替を停止することはできません。 ● 振替日から6月5日頃までの間は納税確認ができません。ただし、前年度までの未納がない方は、納税確認ができるまでの間も運輸支局で継続検査（車検）を受けることができます。

eLTAX(エルタックス)

法人の県民税・事業税・特別税の電子申告等にご利用ください！

eLTAX とは

地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、インターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

eLTAX でできること

電子申告	法人県民税・法人事業税・特別税、法人市町民税、固定資産税（償却資産）、個人住民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続）、個人住民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、事業所税
電子申請・届出	法人設立・異動届出、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出、事業所等新設・廃止申告 など
電子納税	地方税共通納税システム (電子申告データと連動して納付する税目) 法人県民税・法人事業税・特別税、法人市町民税、事業所税、個人住民税（退職所得に係る納入申告）、個人住民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割） (納付金額を直接入力し納付する税目) 個人住民税（特別徴収分）、法人市町民税及び法人県民税・法人事業税・特別税の見込納付・みなし納付
	地方税お支払いサイト

※令和5年10月以後、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税についても電子申告・電子納付が可能となる予定です。

eLTAX 申告の義務化

令和2年4月1日以後開始事業年度から

次の法人が行う法人住民税・事業税等の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

資本金が1億円超の法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

令和3年1月提出分から

eLTAX または光ディスク等による給与支払報告書または公的年金等支払報告書の提出義務基準が、引き下げられました。

前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数

1,000枚以上（改正前） → 100枚以上（改正後）

◇利用方法等の詳しい情報は、eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◇電話によるお問い合わせ

eLTAX ヘルプデスク 電話番号：0570-081459

上記電話番号でつながらない場合 電話番号：03-5521-0019

ヘルプデスク受付時間：9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）

入札・融資・補助制度等の申請に係る納税証明書等

県に対する次の各種申請については、納税証明書等の添付が必要です。
 (例) ・県税の「滞納がないことを証する納税証明書(以下「完納証明書」という。)」
 ・個人住民税の完納証明書
 ・消費税(地方消費税を含む)の納税証明書
 ・過去3年以内に滞納処分を受けていないことを証する納税証明書

番号	区分	事業名等	申請先		
1	入札等	県有施設への飲料水等自動販売機設置	総務部	財産経営課	
2		物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格審査申請		総務事務集中課	
3		かがわ初期費用ゼロ太陽光讚々システム事業プラン応募	環境森林部	環境政策課	
4		建設工事入札参加資格審査申請	土木部	土木監理課	
5		測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請		道路課	
6		道の駅への広告掲示		保健体育課	
7		県営野球場グラウンドフェンス広告応募	教育委員会	施設を所管する課	
8		指定管理者の指定申請			
9	融資	地域総合整備資金貸付事業	政策部	地域活力推進課	
10		香川県環境保全施設設備資金融資制度	環境森林部	環境管理課	
11		林業・木材産業改善資金貸付制度		森林・林業政策課	
12		社会福祉施設整備資金貸付金	健康福祉部	健康福祉総務課	
13		中小企業高度化資金貸付金	商工労働部	経営支援課	
14	沿岸漁業改善資金貸付事業	農政水産部	水産課		
15	補助	東山魁夷せとらち美術館線乗合タクシー維持費補助金	政策部	文化振興課	
16		かがわスマートハウス促進事業補助金	環境森林部	環境政策課	
17		香川県森林整備担い手育成確保対策事業費補助金		森林・林業政策課	
18		香川県産ひのき住宅助成事業			
19		木とふれあう空間整備支援事業			
20		県産認証木材流通促進事業			
21		施設整備資金借入金金利負担軽減費補助	健康福祉部	健康福祉総務課	
22		外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金			
23		バリアのないやさしいまちづくり推進事業費補助			
24		香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金			
25		経費老人ホーム事務費補助		長寿社会対策課	
26		老人保健施設整備促進事業			
27		老人福祉施設等施設整備費補助金			
28		香川県介護人材確保事業補助金		健康福祉部	障害福祉課
29		社会福祉施設等施設整備費補助			医務国保課
30		院内感染対策施設整備費補助			
31		医療施設近代化施設整備費補助			
32		防災訓練等参加支援事業補助			
33		地域災害拠点病院設備整備事業費補助			
34		医療施設耐震整備事業			
35		看護師等養成所運営費補助			
36		病院内保育所運営費補助			
37		へき地診療所施設整備費補助			
38		へき地診療所設備整備費補助			
39		へき地医療拠点病院施設整備費補助			
40		へき地医療拠点病院設備整備費補助			
41		有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助			
42		地域包括ケアに向けた在宅歯科医療設備整備費補助金			
43		病床転換助成事業費補助			
44		病床機能分化連携基盤整備事業			

	区分	事業名等	申請先			
45	補助	AI等先端技術活用型研究開発支援事業	商工労働部	産業政策課 ※番号48.49の【申請書提出先】 かがわ産業支援財団		
46		糖質バイオ商品開発支援事業費補助金				
47		香川県ビジネスチャレンジコンペ				
48		新かがわ中小企業応援ファンド等事業				
49		起業等スタートアップ支援事業補助金(地域課題解決型)				
50		企業誘致事業(助成金)			企業立地推進課	
51		県内中小企業設備投資資金利子補給補助金			経営支援課	
52		事業承継支援事業費補助金				
53		中小企業BCP策定等支援補助金				
54		働き方改革推進助成金			労働政策課	
55		香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金			交流推進部	交流推進課
56		企業誘致事業(観光施設に伴う助成金)				
57		農業次世代人材投資事業			農政水産部	農業経営課
58		就農準備資金・経営開始資金事業				
59		経営発展支援事業				
60		初期投資促進事業				
61		就農準備支援事業				
62		農地利用効率化等支援交付金				
63		担い手確保・経営強化支援事業				
64		新規就農者サポート事業				
65		みんなで守る地域農業支援事業				
66		集落営農活性化プロジェクト促進事業				
67		女性農業者グループ活動支援事業				
68		農業経営法人化支援事業				
69	遊休農地等利活用促進事業					
70	機構集積協力金交付事業					
71	農地集積補助金交付事業					
72	農地最適利用実現モデル事業					
73	耕畜連携自給飼料確保推進事業					
74	オリーブ生産拡大加速化事業	農業生産流通課				
75	かがわの水田農業競争力強化対策事業					
76	強い農業づくり総合支援交付金					
77	産地生産基盤パワーアップ事業					
78	かがわ園芸産地生産力強化対策事業					
79	盆栽産地基盤強化対策事業					
80	建設業担い手確保・育成事業補助金	土木部	土木監理課			
81	ICT活用工事普及促進事業補助金	教育委員会	生涯学習・文化財課			
82	指定文化財保存修理事業費補助金					
83	香川県文化財保存事業費関係補助金					
84	その他	県営住宅入居に関する申請	土木部	住宅課		
85	公益認定の申請、事業報告等の提出			公益法人を所管する課		

- (注) 1. 入札、融資、補助制度等の内容については、各々の申請先にお問い合わせください。
2. 県税の完納証明書は、香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。県税の完納証明書の交付に際しては、納税証明書交付請求書を提出してください。納税証明書交付請求書については、県のホームページの県税のページ(申請用紙等)からダウンロードすることができます。県税事務所等にも備え付けています。なお、法人の場合は、法人の代表者印※の押印又は押印のある委任状が必要です。また、個人の場合は、代理人の方(ご家族の方も含まれます)が請求される場合に、押印又は押印のある委任状が必要となります。※ 法人の代表者印です。支店長印、会社印(いわゆる角印)、代表者個人の印では受付できません。
3. 窓口に来た人の身分証明書の提示が必要となりますので、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができる書類をご用意ください。
4. 証明手数料は、県税の完納証明書は1通につき400円(香川県証紙)です。市町で発行する個人住民税の完納証明書に係る手数料については申請先の市町にお問い合わせください。中讃税務窓口センターでは、香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ県証紙売りさばき所でご購入ください。
5. 個人住民税の完納証明書の発行は、主たる事業所が所在する市町の税務担当窓口で行っています。なお、市町の税務担当窓口へ申請する際持参する必要があるこの様式については、県のホームページの県税のページ(申請用紙等)からダウンロードすることができます。
6. 個人住民税の特別徴収の実施確認は、令和2年度から(複数年契約等の場合には、令和2年度以降の次の契約、更新日から)廃止しています。
7. 消費税(地方消費税を含む)の納税証明書は、本社・本店所在地の税務署で発行されます。

県税についてのお問い合わせ先

県税についてのお問い合わせは県税事務所へ

(一部の業務(※P78参照)については、県民センター及び中讃税務窓口センターでも取り扱っています。)

■香川県県税事務所 〒760-0068 高松市松島町 1-17-28 (香川県高松合同庁舎内)

部・課・担当名		所管事務	電話番号 (ダイヤルイン)	
総務・課税部	総務課 (2階)	総務担当	庶務・庁舎管理 087-806-0302	
		管理担当	窓口収納、納税証明書発行、督促状、過誤納金処理、県民税利子割・配当割・譲渡割 087-806-0304 087-806-0305 087-806-0306	
	事業税課 (3階)	法人三税・調査担当	法人事業税、法人県民税、地方法人特別税・特別法人事業税 外形標準課税対象法人等の調査 087-806-0309 087-806-0311	
		個人事業税・諸税担当	個人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税、鉱区税 087-806-0310	
	不動産取得税課 (3階)	原始・評価担当	家屋評価、不動産の原始取得 087-806-0312	
		承継担当	不動産の承継取得 087-806-0313	
	自動車税課[松島町] (2階)	課税担当	定期課税、身障減免申請受付 (自動車登録時以外) 087-806-0314	
	軽油引取税課 (3階)	調査担当	抜取調査、不正軽油対策	087-806-0316
		申告指導担当	申告指導	
		免税担当	免税証交付 087-806-0317	
納税部	特別整理対策課 (2階)	企画・機動整理班	高額困難案件に係る滞納整理 087-806-0319	
		個人住民税対策班	個人住民税の滞納整理 (香川滞納整理推進機構) 087-806-0320 087-806-0321	
	滞納整理課 (2階)		自主納税の催告、納税相談 滞納処分による徴収 087-806-0322	

FAX 番号：総務課、自動車税課、特別整理対策課、滞納整理課 087-833-2388

事業税課、不動産取得税課 087-806-0404

軽油引取税課 087-831-3198

■香川県県税事務所自動車税課 〒761-8023 高松市鬼無町佐藤 20-10

部・課・担当名		所管事務	電話番号	
総務・課税	自動車税課[鬼無町]	証紙徴収担当	自動車税（環境性能割・種別割）、証紙徴収、身障減免申請受付（自動車登録時のみ）	087-881-3858

FAX 番号：087-881-6443

香川県県税事務所 自動車税課（高松市鬼無町）



ご注意ください

- 自動車登録時の事務に関することは、高松市鬼無町の自動車税課で受け付けます。
- 登録時以外の事務は、高松市松島町の県税事務所です受け付けます。

県民センター・中讃税務窓口センターの所在地と連絡先

名 称	郵便番号	事務所の住所地	電話番号
東讃県民センター	769-2401	さぬき市津田町津田 930-2 香川県大川合同庁舎 1F	0879-42-1370
小豆県民センター	761-4121	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 香川県小豆合同庁舎北館 2F	0879-62-2266
中讃県民センター	765-0014	善通寺市生野本町 1-1-12 香川県仲多度合同庁舎 1F	0877-62-9610
西讃県民センター	768-0067	観音寺市坂本町 7-3-18 香川県三豊合同庁舎 1F	0875-25-5200
中讃税務窓口センター	762-0011	坂出市江尻町 1355 香川県坂出合同庁舎 1F	0877-46-0421

県民センター・中讃税務窓口センターで行う主な窓口業務

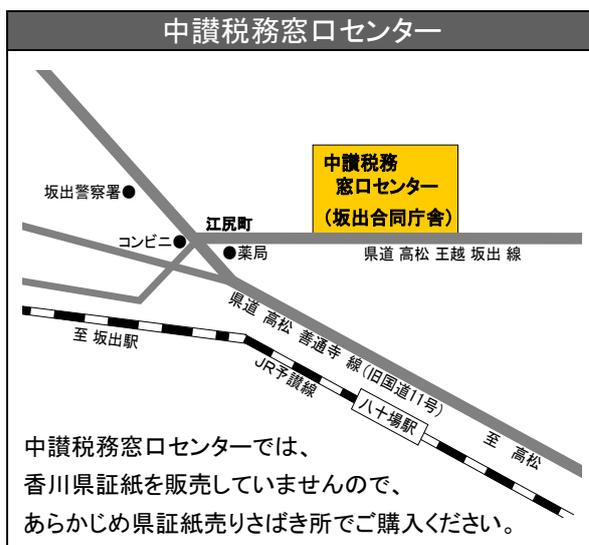
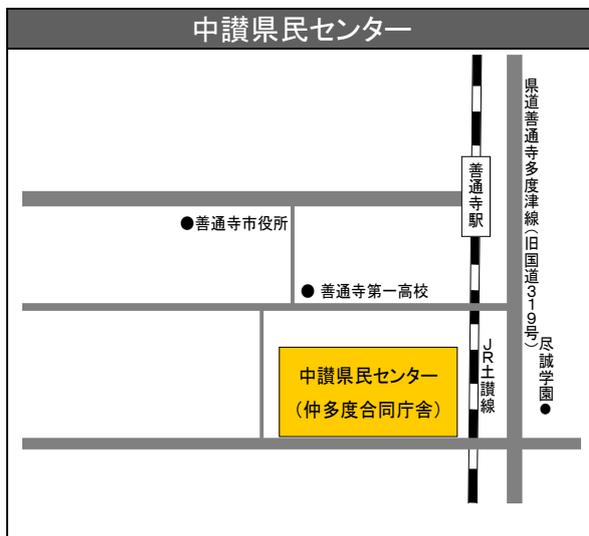
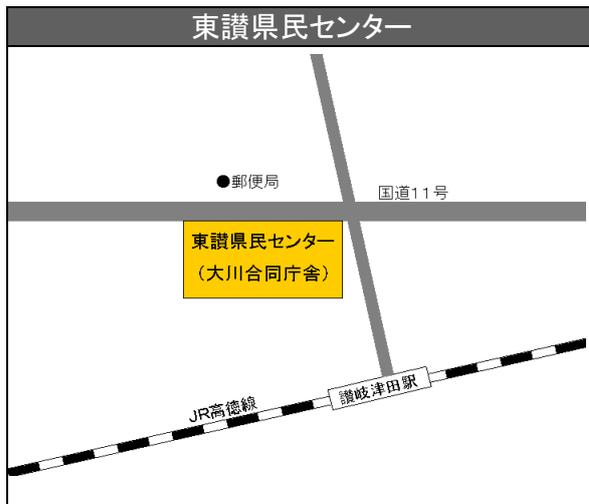
主な業務	処 理 方 法														
納税証明書・納付書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ●県税の納税証明書を発行します。 ※発行手数料として 1 部 400 円の県証紙を最寄りの証紙売りさばき所でご購入ください。 (自動車税の継続検査・構造等変更検査用の自動車納税証明書の発行は無料です。) <ul style="list-style-type: none"> ●県税を金融機関等で納付する際に必要な納付書を発行します。 														
納税相談	<ul style="list-style-type: none"> ●県税事務所の職員が、納税相談(前日までに県税事務所へ要電話予約。087-806-0322)を行います。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>実 施 日</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東讃県民センター</td> <td>毎月第 2 木曜日</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">午前 10 時～午後 3 時</td> </tr> <tr> <td>小豆県民センター</td> <td>毎月第 2 水曜日</td> </tr> <tr> <td>中讃県民センター</td> <td>毎月第 2 火曜日</td> </tr> <tr> <td>西讃県民センター</td> <td>毎月第 2 月曜日</td> </tr> <tr> <td>中讃税務窓口センター</td> <td>毎月第 2 金曜日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※当日が休日の場合は、第 3 週の同じ曜日に変更します。 ※相談日以外に来所された方には、電話を通じて県税事務所担当者が対応します。 	場 所	実 施 日	時 間	東讃県民センター	毎月第 2 木曜日	午前 10 時～午後 3 時	小豆県民センター	毎月第 2 水曜日	中讃県民センター	毎月第 2 火曜日	西讃県民センター	毎月第 2 月曜日	中讃税務窓口センター	毎月第 2 金曜日
場 所	実 施 日	時 間													
東讃県民センター	毎月第 2 木曜日	午前 10 時～午後 3 時													
小豆県民センター	毎月第 2 水曜日														
中讃県民センター	毎月第 2 火曜日														
西讃県民センター	毎月第 2 月曜日														
中讃税務窓口センター	毎月第 2 金曜日														
自動車税の身障減免申請の受付	<ul style="list-style-type: none"> ●県税事務所の職員が、申請受付期間中(4 月 1 日から納期限 5 日前)に、日時を決めて出張し、申請を受け付けます。受付日時については、申請受付時期に HP に掲載します。 ※自動車の購入に伴う申請については、県税事務所自動車税課[鬼無町]にお問い合わせください。 電話番号 087-881-3858														
軽油引取税の免税証交付申請書等の受付 免税証等の交付	<ul style="list-style-type: none"> ●各センターで申請書を預かり、県税事務所に取り次ぎます。 ●各センターで免税証等を交付します。 														
法人事業税、法人県民税 不動産取得税の申告書の受付	<ul style="list-style-type: none"> ●各センターで、申告書を預かり、県税事務所に取り次ぎます。 														

ご注意ください

各センターでは納税できません。

お手数ですが、お近くの金融機関やコンビニエンスストア等をご利用ください

県民センター・中讃税務窓口センター 案内図



国税庁ホームページ

国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。



タックスアンサー

よくある国税のご質問に対する一般的な回答を掲載しています。



チャットボット

インボイス制度に関するご相談、所得税の確定申告に関するご相談に「税務職員ふたば」がAI（人工知能）を活用して自動で回答します。



税務職員ふたば

電話でのご相談は**国税局電話相談センター**へ

国税局電話相談センターでは、**税務に精通した国税局の職員**がお答えします。

Step1

お近くの**税務署へ電話を**かけます

受付時間 8:30~17:00
土、日、祝日及び年末年始を除く

管轄区域	税務署名	電話番号	管轄区域	税務署名	電話番号
高松市・木田郡・香川郡	高松	(087)861-4121	観音寺市・三豊市	観音寺	(0875)25-2191
丸亀市・善通寺市・仲多度郡	丸亀	(0877)23-2221	さぬき市・東かがわ市	長尾	(0879)52-2531
坂出市・綾歌郡	坂出	(0877)46-3131	小豆郡	土庄	(0879)62-1301

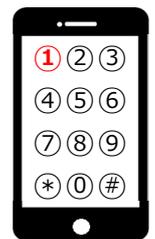
Step2

音声案内に従い**1番**を選択

- 1 電話相談センター
- 2 税務署からのお尋ね・税務署での面接相談等
- 3 消費税の軽減税率制度・インボイス制度についてのご相談等

〔専用ダイヤルも設けております。TEL 0120-205-553（9:00～17:00）※土日祝除く〕

（注）所得税等の確定申告期は、0番に確定申告に関するご相談等が追加されます。



Step3

音声案内に従い**相談内容**を選択

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1 所得税 | 4 法人税 |
| 2 源泉所得税・年末調整・支払調書 | 5 消費税・印紙税 |
| 3 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価 | 6 その他 |

《税務署での面接相談は、**事前予約**が必要です》

市町税についてのお問い合わせ先

団体名	郵便番号	住所	担当課	電話番号
高松市	760-8571	高松市番町1-8-15	納税課	087-839-2222
			市民税課	087-839-2233
			資産税課	087-839-2244
丸亀市	763-8501	丸亀市大手町2-4-21	税務課	0877-24-8804
坂出市	762-8601	坂出市室町2-3-5	税務課	0877-44-5004
善通寺市	765-8503	善通寺市文京町2-1-1	税務課	0877-63-6305
観音寺市	768-8601	観音寺市坂本町1-1-1	税務課	0875-23-3922
さぬき市	769-2195	さぬき市志度5385-8	税務課	087-894-1118
東かがわ市	769-2792	東かがわ市湊1847-1	税務課	0879-26-1216
三豊市	767-8585	三豊市高瀬町下勝間2373-1	税務課	0875-73-3006
土庄町	761-4192	小豆郡土庄町淵崎甲1400-2	税務課	0879-62-7001
小豆島町	761-4492	小豆郡小豆島町片城甲44-95	税務課	0879-82-7003
三木町	761-0692	木田郡三木町大字氷上310	税務課	087-891-3305
直島町	761-3110	香川郡直島町1122-1	税務課	087-892-2296
宇多津町	769-0292	綾歌郡宇多津町1881	税務課	0877-49-8004
綾川町	761-2392	綾歌郡綾川町滝宮299	税務課	087-876-5284
琴平町	766-8502	仲多度郡琴平町榎井817-10	税務課	0877-75-6702
多度津町	764-8501	仲多度郡多度津町栄町3-3-95	税務課	0877-33-1118
まんのう町	766-8503	仲多度郡まんのう町吉野下430	税務課	0877-73-0104

(令和5年4月1日現在)

香川県総務部税務課

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

TEL 087-832-3065 ～70

ホームページ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/>